

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会
総務常任委員会協議会

(令和2年6月22日)

○ 萩須智之委員長

おはようございます。それでは、総務常任委員会を開催いたしますので、事務局はインターネット中継を開始してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために傍聴はなしといたしますので、念のため、連絡いたします。

また、インターネット中継が委員会を視聴している方にも聞き取りやすいように、マイクに近づいてご発言頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

審査順序に関しましては、消防本部、総務部、財政経営部、危機管理監の順に行ってまいります。

続きまして、今回の総務常任委員会の中で所管事務調査を行うかどうかを確認したいと思います。実施について何かご意見がおありの方は、ご発言をお願いします。

○ 豊田政典委員

さきの一般質問でも発言がありました事業所税の扱いについて、この期間中に調査頂ければと思って、提案いたします。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

新風創志会の平野議員の一般質問の中にありました事業所税の減免等を見直してはどうかということで、それをテーマにということですが、皆さん、どうでしょうか。ご意見はよろしいですか。

○ 樋口博己委員

日程的なことを含めて、ちょっと。

研究するのであれば、資料とかをどうするんですかね。

○ 萩須智之委員長

そうですね、資料請求等、今、ここでお諮りしたほうがいいかな。どういう資料が要る

とか。それでは、予備日も含めて可能ということですので、その上で、資料はどういうのがご入り用かというので、この場で分かる範囲で。追加でも結構なんですけれども、どうですか、豊田委員。

○ 笹岡秀太郎委員

四日市に導入した後も事業所税を導入しているところがあるのかどうか、ちょっと分からなかったので、全国で導入しているところ。それから、事業所税を導入したけれども、施行後、人口要件とか、様々な要件が変わって廃止したところ、それから、減免措置をやっているところ、四日市の減免措置は、結構全国で有名になったけれども、ほかにもそういうことをやっているかどうかということと、事業所税の、国がどういう定めをしておるのか、分かりやすい資料、その辺ですね。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

本会議場でも議題になった一宮市の事例で、一宮市が独自の規定をして減免するという事例があったので、その資料をお願いします。

○ 萩須智之委員長

一宮市の事例、内容ですね。

○ 村山繁生委員

それに加えて国のほうへ要望に行ってもらおうという話なんですけれども、要望書の内容をちょっと教えていただきたいなど。

○ 萩須智之委員長

分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

商工会議所さんが、当初、四日市の事業所税を導入するときに、かなりいろんな企業さん等の意見を集めていただいて資料を持ちださうんですけど、会議所さんが資料をくれるかどうかは別として、お持ちの資料をもし議論の上に乗せさせていただけるのであれば、商工会議所さんが持っている事業所税に関する資料等を頂ければと思います。

というのは、いわゆる市域の全国商工会議所の上部組織ですね。その上部組織がかなり事業所税に対しては批判的な動きをされて、かなり全国活動されていたなというふうなことを記憶に残っていますので、何か参考になるような資料があれば——これは外部団体にもらう資料やで議長に言わなあかんのかな——ちょっとその辺は正副で。

○ 萩須智之委員長

調整させていただきます。

ほかはよろしいでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

これらの資料を集めていただいた上でということで、正副一任ということで、できるだけ集めさせていただきますが、ちょっと全部そろうかは難しいか分かりませんが、予備日は明日ということだけですので、よろしくお願いします。

○ 笹岡秀太郎委員

もう一つだけ。

担当部局に事業所税に対して、今のこの時期にどうなんだという同じような意見が幾つか出ているんじゃないかなと思うんですけど、その辺の把握している数だけでも結構ですので、そういう声があるのかなのか。

○ 萩須智之委員長

この時期にということですね。

○ 樋口博己委員

様々資料の請求があったかと思うんですけど、できれば明日が予備日なんですけど、今日で、明日で、ちょっと分かりませんが、きちっとした資料が整うのが難しいのかなという気はするんですけども、例えば来週ですか、予算の合間の休会日なんかで日程を調整させていただくとか、今日、明日ではなくて、最終日までのどこかで日程を調整頂くとか、そんな努力を頂いたほうがしっかりした議論ができるのではないかなと思います。

○ 萩須智之委員長

分かりました。可能性はあります。どうでしょうか。

議会運営委員会に諮って、日程が取ればということですので、いずれにしましても、今日中に議運は無理ですね。

非常に日程がタイトでございますので、休会中に改めてたっぷり資料をそろえてからということもお考え頂かんらんか分からないんですけども、森川委員どうぞ。

○ 森川 慎委員

取りあえずは所管課に言っていただいて、今日、明日で整えられるかどうかをまず確認してからじゃないと、休会ですのを前提に話す話じゃないと思うので。

○ 萩須智之委員長

そうですね。

○ 森川 慎委員

言ってもらったほうがええんと違いますかね、急がれるんやったら。これが終わり次第。

○ 萩須智之委員長

どちらにしても今日中にはもう、明日、開催するかどうかということははっきりせないかんですね。

○ 笹岡秀太郎委員

今回、平野さんが一般質問していただいて、部長があれだけ丁寧に答えようともらったら、かなりの資料をそろえておるはずやから、ある資料で議論したらいいんじゃないですか。そこで足らん分は樋口さんがおっしゃるとおり、もう一度みんなで考えなあかんですね。

○ 荻須智之委員長

そういうことですね。休会中にも改めてということもあるということで、もう日程的には明日ということで準備をさせていただきますので。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

今日、そろえばということですね。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

よろしくをお願いします。

では、そのように進めさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、消防本部に係る議案の審査に入ります。

まず、消防長よりご挨拶をお願いします。

○ 坂倉消防長

おはようございます。消防長の坂倉でございます。

本6月定例会月議会には、消防本部から消防費の補正予算を1件上げさせていただいております。これは、千歳町にある中消防署の港分署でございますけれども、この土地は、いわゆる民間の方からお借りしている土地でございます。平成2年6月11日付で、土地の契約は30年契約で結んでおりまして、実は6月10日で切れるわけでございますけれども、現実的には今切れて、それを地権者と更新をして、1か月、2か月延ばしていただいておりますという状況でございます。この庁舎は鉄筋コンクリートでございますので、私ども耐用年数は50年、それ以上というようなことも思っております。地権者さんとは、昨年ぐら

いから、いわゆる土地の契約更新の交渉をずっと進めてまいりました。その価格の協議も含めてずっとやってきたわけですが、今年に入りまして、地権者のほうから、その土地を売却してもいいというような意思表示がございましたが、その後、協議を進めて、ある程度、土地の価格等についても整理されてまいりましたので、今回、土地の購入費と、それから、購入いたしますと、今年は賃借ということで1年分の予算をお認め頂いておりますので、買えば賃借料がなくなりますので、減額という形で補正予算を上げさせていただいております。どうかよろしくご審査をお願いいたします。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費

第3目 消防施設費

○ 萩須智之委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）のうち、消防本部所管部分についてを議題といたします。

本件について、資料の説明を求めます。

○ 小谷総務課長

総務課長、小谷でございます。よろしく申し上げます。

本日は、6月定例会議会の総務常任委員会の中に資料を格納してございます。201番の補正予算資料、消防本部の資料をご覧ください。

こちらのほうに資料を整えてございますので、その3ページをお開き頂きたいと思っております。

こちらのほう、補正予算の参考資料の分と若干重複はしてございますけれども、こちらのほうに全てをまとめて記載をさせていただいております。

先ほど消防長からも説明をさせていただきましたけれども、千歳町6の9にある港分署庁舎でございます。これは、鉄筋コンクリート造の208.75㎡の建物が、今現在建っている。今、経過年数が現在30年経過しているというところでございます。そちらの土地を、平成2年6月からずっと賃借してございました。30年の契約期間が終了するに当たりまして、このまま更新せずに返却するのか、引き続き賃借するのか、そういった協議をずっと重ねてきておりました。それが、今年の2月に賃料交渉をしている中で、売ってもいいよというお話がございまして、私どもの庁舎の耐用年数、それと、今現在、水難救助活動拠点、そして、港地区周辺の立入検査の拠点としても活用してございますので、これからもまだまだ使っていきたいという思いがございましたので、じゃ、買わせていただきたいという話をしております。今回、補正予算をお願いすることとなりました。

港分署の概要につきましては、所在地としては、千歳町6の9、面積は415㎡でございます。

次のページをめくっていただいて、4ページ目になります。こちらが、上段のほうが敷地配置で、右側に外観の写真でございます。ふだんは消防車などは置いてございませぬけれども、中消防署の港分署長、それと再任用職員、その他の職員が勤務して、立入検査や水難救助活動拠点の業務に当たってございます。

補正をお願いする費用でございます。増額するものと減額するもの双方ございます。増額分といたしましては、消防施設費の中で、公有財産購入費として1380万円、測量業務などの委託費が68万8000円、不動産鑑定手数料として19万2000円の締めて1468万円の増額補正。それと、先ほど消防長からもご説明させていただきましたけれども、当初予算といたしまして記載してございますが、125万9000円の賃借料の予算を頂戴してございます。それを8か月分減額させていただくということで83万9000円の減額、増減は双方ございますけれども、こちらの補正予算をお認め頂きたく、補正予算を上げさせていただいた次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 萩須智之委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑等がありましたら、挙手にてご発言願います。

○ 豊田政典委員

まず、港分署の必要性ということで実績を教えてくださいなんですが、近年の消防活動、水難救助活動の実績を確認させてください。

○ 小谷総務課長

港地区の周辺、四日市沿岸辺りも、最近は、年間としては数件程度の水難事故しかございませんけれども、訓練に関しては、年間十数回させていただいているような状況でございます。

あと、立入検査については、港地区周辺をずっと回っておりまして、ここ4月、5月は、コロナウイルスの関係であまり出ていないのが実情でございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

場所の実績を踏まえて、将来的にも分署はこの場所に必要であるかどうかというのを確認させてください。

○ 小谷総務課長

港分署の位置としては、ポートビル、霞のほうに行くとか、そういったお話も若干考えたこともございますけれども、今現在、港分署から200m、300mほど南のほうに消防団の海上分団車庫というのがございます。そちらのほうは、木造平家建ての建物が平成3年の3月に建築してございまして、こちらのほうの老朽化というのも将来見ておりまして、将来的にはその建物も移転ということで、その敷地内に持ってくるということも検討できるような状況となっております。この場所として、中消防署からも近い場所でそのまま存続させていただきたいなというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

二つ目は、今答弁の中にあつたところに関係するんですけど、4ページの敷地配置図を

見ながら、今回購入する敷地の必要性和、それから、十分なのかということを知ったかっ
たんですが、今、分団の話が出ましたけど、改めて広さというか、これだけ必要なのか、
あるいは逆に十分なのか、この辺を教えてください。

○ 小谷総務課長

今現在は、敷地415㎡でいいのか、不足するのかというお話でございましたけれども、
先ほどお話しさせていただきました海上分団の車庫の移転も含めると、ちょうどいい大き
さかなと考えております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

ちょうどいいと。

最後はお金の話ですけど、4ページの中ほどの表ですが、まず、購入費の算定根拠を確
認させてください。

○ 小谷総務課長

先ほど令和2年2月に地権者さんと協議をしたときに、賃料を更新するに当たった不動
産鑑定を双方がしました。それぞれが不動産鑑定士さんをお願いしておりまして、私ども
のほうは、賃料を継続していく分の土地の評価ベース、相手さんは、土地のそもそもの評
価ベースを見ておりまして、双方がほぼほぼ近いところの数字が出ておりましたので、不
動産の鑑定に基づく費用を上げさせていただいている、そういったところでございます。

○ 豊田政典委員

手続はいいと思うんですけど、鑑定額が20年前の数字のように聞こえたんですけども、
それはそれで妥当なんですか。

○ 小谷総務課長

鑑定に関しては今年の2月でございます。

○ 豊田政典委員

失礼。それは了解しました。

もう一つ、4ページの表にもあるように、測量業務費の委託費と不動産鑑定手数料、不動産鑑定は今のお話に関係あるのかもしれませんが、土地を購入する場合に、測量費とか不動産鑑定手数料、これは購入側、市側が負担するのが通例なのでしょうか。

○ 小谷総務課長

市が必要とする土地を購入する場合、例えば道路の拡張に伴うものでも一緒なんですけれども、買いたい側が測量業務のほうを行って、不動産鑑定も行うというのが通例で、用地課とも相談をさせていただきながら、こういった事業を進めているところでございます。

○ 豊田政典委員

了解しました。終わり。

○ 荻須智之委員長

ほかに。

○ 樋口博己委員

これは30年間賃貸契約ということだったんですけど、当初から賃貸というお考えだったのか、それとも購入という交渉された結果がそうなったのか、その辺はどうなのでしょうか。

○ 小谷総務課長

当初から借りるベースで土地を探して建てさせていただいた、そういった経緯でございまして、購入というお話が出たのは今回が初めてでございます。

○ 樋口博己委員

それは、当初、消防署のほうで借りるという考えを持っていたということですかね。購入という考えを持っていなかったということですか。それとも先方が、そういう売買しないよという前提なのか。

○ 小谷総務課長

必要となる土地の広さと場所を先に探して、そこの地権者さんとお話ししたところ、買うという話が出ずに、借りるというお話になっていったと、そういったところでございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

これは、年間賃料が125万9000円で、購入が1300万円ですので、10年借りたら購入費になりますよね。それで、当時、購入という考え方はなかったのかなという確認をしたんですけど、今回はあれですかね。先方から売却してもいいよという話だったという説明ですけど、ちなみに相手を特定するつもりはないんですけど、この辺の企業の法人のものなのか、それとも個人的な地権者の土地だったのか、その辺、ちょっと教えていただけますか。

○ 坂倉消防長

私ども、先ほど総務課長が言いましたように、借換えていたわけですがけれども、当然売ってもらえるものなら、私どもも売っていただきたいというようなアクションは当然交渉の中ではやっております。

ただ、向こうの地権者の方が、当初は賃借ということでしたのでこうなってきたわけです。ここの土地は、個人の方のお持ちの土地ということでございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

あと、ちょっと参考に教えてほしいんですけど、消防署のいろんな施設の中で、こういうふうな賃貸契約で使用しているというところは、ほかにはあるんでしょうか。

○ 小谷総務課長

平成30年4月に開所させていただきました四日市東インターの近くの北部分署、こちらのほうの土地につきましては、三重県の北勢防災拠点という敷地の中の一角を借りてございますので、その建屋の水平投影面積分だけお借りをしているという状況でございます。

そのほかの拠点につきましては、自前の土地でございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

建物の床面積だけ借りている、その周りの駐車スペースとか、ああいうのは県が持っている、無償で借りているという意味ですか。

そうすると、建物の床面積は賃料が発生しているということですか。

○ 小谷総務課長

先ほど樋口委員のおっしゃったとおりで、賃料が発生しているのは、建物の水平投影面積分だけ、年間70万円ほど、県と協議させていただいて支払っていると。その代わり、それ以外の敷地についても無償でお貸ししていただくと、自由に使わせていただいているところなんですけれども、実際、そこに消防職員がおりますので、防災拠点の見回りだとか、そういった業務も私どもも一緒にやるようにしております。その分の費用としては、年間40万円ほど逆にもらっておりますので、実質、年間30万円ほどで貸していただいているといった、そういった状況でございます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

県との交渉事なのであれなんですけど、実質、年間30万円ぐらいだという話なんですけど、公共施設、県の土地なので、今後の交渉の余地では、管理費と賃料が同等になるような交渉もお願いしたいなと思います。

以上です。

○ 村山繁生委員

参考までにお聞きしたいんですけど、さきに樋口博己委員が言われたように、10年分の借地料と今回の購入費とチャラで、30年って大分えらいこと借りておったということなんですけど、これ、坪当たりになると11万円ぐらいになるんですかね。これは不動産の評価額の相場どおりなのか、相手の好意で値打ちでもらったのか、どんなものなんですか。

○ 小谷総務課長

1380万円という補正予算を上げさせていただくときに、双方がそれぞれの立場で不動産鑑定をしております。そういったものでいくと、ほぼほぼ一緒でしたので、相手さんの好意というものも特にございませんし、私どもも逆に上げにいったと、そういったこともございません。そういった公有財産購入費の額となっております。

以上でございます。

○ 村山繁生委員

そうすると、この辺の土地の相場どおりということでもいいんですね。

○ 坂倉消防長

私どもも不動産鑑定の金額の妥当性についても当然検証する必要があるがございます。多分、ご存じだと思いますけれども、固定資産税評価額がございまして、それは大体相場の70%ぐらいというふう聞いておりまして、私どももそこを見に行くというのが一つありました。ここの評価額が大体2万3000円ぐらいです。それが相場の約70%という形でございまして、それを割戻していくと、大体3万3000円ぐらい。そうすると、不動産鑑定の金額が、いわゆるふだんの相場相当額ということで、私どもとしては適正な価格だというふうには判断しております。

以上です。

○ 村山繁生委員

その3万3000円というのは、何が3万3000円なの。

○ 坂倉消防長

申し訳ございません。1㎡当たりでございます。1㎡当たりの固定資産税評価額が大体2万3000円ぐらいで、それが相場の70%ということで、70で割り戻すと大体3万3000円ぐらい。これは厳密に割ると3万3253円という単価になっているんですけども、1㎡当たりの金額でございます。

以上でございます。

○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

土地の持ち主が個人から行政に代わるわけよね。そうすると、地歴というか、土地の持っている性質、地歴というんですけど、個人から行政に代わる時は、水質の検査と土壌汚染の検査、これも必要になってきて、不動産の歴に残るわけなんだけど、ここには、その辺がちょっと読み取れやんで、それをやるのかやらんのか。

○ 荻須智之委員長

ご質問ですね。

どなたが。

○ 坂倉消防長

私ども公が——もちろん委員が言われるように、いわゆる個人の所有権が移転するというところでございますが——平成2年から消防用地として30年使ってきておりますので、現時点で、先ほどご指摘のあった地質の調査等については予定はしてございません。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

法令違反ですよ、それは。

それは、ちょっときちんと調べてもらわんと、住生活環境何とかというのが今年制定されたわね。これにはきちんとうたわれていますよ。これ、地籍が変わるんやで、当然やらなあかんことで、土壌汚染の有無、地下水の有無もきちんと市民に知らせる義務がある。もう一遍調べて、きちんと答えをもらわんとあかんわ。

○ 坂倉消防長

今ご指摘を頂きましたので、私どもももう一度、これは担当課も含めましてしっかりと

そのところを確認させていただいて、必要であればそういう調査もしっかりとさせていただいて、私どもの公共の土地という形で、所有権の移転の手続をさせていただきます。どうもありがとうございます。

○ 萩須智之委員長

そうしますと、予算措置が必要になりますか。

○ 笹岡秀太郎委員

当然必要なんです。環境部ときちんとは相談して、ここにも載せてこんとあかんと思うので、その辺は早々に調整してもらったほうがええと思う。

○ 萩須智之委員長

よろしいでしょうか。

○ 小谷総務課長

早速、環境部とお話をさせていただいて、必要なものを確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ご意見頂きました。早速、抜かりのないようにお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

笹岡委員のご指摘されたところで、もし土壌汚染とか、そういうのが出てきたら、評価額が変わるという可能性もあるということですか。

○ 小谷総務課長

鑑定の中に、今までの環境の評価というところがございました。その中でも、もちろん地歴といたしましては、笹岡委員が言われているとおり、まず、少なくとも30年間は私ど

もの土地のままでもございましたので、そういったところも含めて、特に土地の地質に関する影響というのはないものとして評価がされておるところでございます。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

そういう前提であったということですね。

樋口委員、よろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

そうすると、どのような調査結果が出ようが、評価額には影響しないと。要するに、40年以上、50年以上前に何かがあったということが分かったとしても影響しないという答弁ですか。

○ 小谷総務課長

これから環境部とも調査をして、実際、影響が、土壌改良だとか、そういった費用が発生するのであれば、もともとの土地の購入費にも影響してくると思われまので、まずは、先に環境の評価、そちらの指摘頂いたところを先にやった上で、額の妥当性というのも再度必要になるのかなと思っております。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

これは、建築時に建物をある程度の調査はしているんでしょうか。どうでしょうか。

○ 小谷総務課長

恐らくです。推測で申し訳ございませんけれども、当然、建物を建てる時には、そういった評価はされているかと思っておりますので、その上で建てているというところだと思っております。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

いずれにしても、確認していただかないと分からないということで、万が一、厄介なものが出たりとかということになると、変わる可能性はあるということでもよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

笹岡委員が言われたような調査が必要かどうかというのがちゃんと分かった後じゃないと、賛成、反対というのも出んかなと思うんですけど、議論の土台が崩れてくるのかなと今思っているんですけど、すぐには分らないの、その辺の。

○ 萩須智之委員長

それでは、検査のスキーム、計画も入れて、いつ頃その結果が出てというので、この6月定例月議会に間に合うかどうかかなんですけども、環境部ともお諮り頂いて、またご返事頂けますでしょうか。

○ 坂倉消防長

ご指摘頂きました。私ども不動産鑑定のところにももちろん土壤汚染ということもございます。先ほどご指摘頂いたところ、関係部局にしっかり確認して、まず、できるだけ早く総務分科会のほうにご報告をさせていただいて、今後どのような手続、費用も含めて、一度ご報告をさせていただきたい、そのように思っております。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

その報告を待つということですね。

○ 森川 慎委員

採決がちょっと延びるとか、無理ですかね。それができるかどうかというのでも確認してもらって、別に反対するつもりは全然ないんですけど、前提が分からないことには、どう認めていったらいいかなって、整理が……。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

まず、前提として検査が要るであろうということなんですが、そのの。

○ 森川 慎委員

そこも含めて。

○ 荻須智之委員長

必要性ですね。

○ 森川 慎委員

笹岡委員が指摘されたけど、本当に要るかどうかというのも確認はまだちゃんとしてもらっていないのが現状ですよ。その辺もひっくるめて、事実が分かった上で採決を取ってほしいなと思うんですけど。

○ 笹岡秀太郎委員

こんなの、環境部に問合せたらすぐ分かると思うんだけど。

○ 荻須智之委員長

そうしましたら、一旦これで留保して、調べていただいて、本日中にでもまたご回答頂くといいことよろしいでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

ということで、採決は留保させていただきます。

では、この案件に関しまして、地歴に係る検査以外でご質疑はどうでしょうか。

○ 森川 慎委員

年間の予算、令和2年度の予算125万円か、この額というのは、30年前に契約したときから一緒なんですかね。変動はしているんですか。

○ 小谷総務課長

この額は、平成2年のときには、その付近の土地の実際の売買価格、実勢価格に基づいて賃料を出して、その当時は162万円でした。それを、平成25年から賃料交渉しまして、今現在の額に下げさせていただいたと、そういった経歴がございます。

以上でございます。

○ 森川 慎委員

分かりました。ありがとうございます。

○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

では、消防本部に係る議案としましては、一旦留保させていただいて、ここまでとさせていただきます。お疲れさまです。

それでは、理事者の入替えをしていただきます。

それでは、これより総務部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 内田総務部長

総務部長の内田でございます。こんにちは。

私ども、今日は、職員給与条例の一部改正ということで、条例の改正議案を1件上程させていただきますので、どうかよろしくお願いたします。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

議案第10号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○ 荻須智之委員長

それでは、総務常任委員会として、議案第10号四日市市職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、資料の説明を求めます。

○ 柴田人事課長

おはようございます。人事課長の柴田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第10号四日市市職員給与条例の一部改正についてご説明申し上げます。

タブレット03、6月定例会議会、04総務常任委員会、104提出議案参考資料の5ページをご覧ください。

今回申し上げます四日市市職員給与条例の改正につきましては、本市においても、国家公務員に準拠して、防疫作業等手当を支給するために、総務省通知に基づき、手当の特例を定める整備を行うものでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、令和2年2月1日、新型コロナウイルス感染症は指定感染症として定められたことから、国においては、新型コロナウイルス感染症から国民の命、健康を守るために緊急に行われた一定業務を行った職員に対して、通常の手当の額を超える防疫等作業手当の支給に関する人事院規則の一部改正が行われたところでございます。

この改正に伴いまして、総務省からは、新型コロナウイルス感染症によって生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用に関しまして、地方公共団体においても国と同様の対応を行うよう通知が出されたところでございます。

その総務省通知によりますと、地方公共団体においては、病院や病院などへの移動時の動線、また、車内において、感染リスクに加えて厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務に当たる場合については、その特例の要件に該当す

るとされております。

そのため、本市においても、保健所、消防本部に勤務する総務省通知で示されたものに従事した職員を対象に、国家公務員に準拠して、1日4000円を上限とする防疫作業等手当を支給するための特例を定める四日市市職員給与条例の改正をお願いするものでございます。

続きまして、資料、タブレットの03、6月定例会議、04総務常任委員会、112、6月8日追加配付、提出議案参考資料の4ページをご覧ください。

先日の議案聴取会において、伊藤嗣也議員から請求のありました新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関して取り組んでいる業務の流れについて整理した資料でございます。

資料の見方といたしましては、太線の枠で囲いました部分につきましては、本市が行っている業務とさせていただいております。また、点線の枠で囲いました部分につきましては、本市以外の機関が行っている業務と整理させていただいております。

資料の見方としましては、まず、帰国者・接触者相談センターに相談があったところから業務の流れを示させていただいております。流れとしましては、受診が必要ということであれば、帰国者・接触者外来のほうでPCR検査の検体採取を行い、その後、PCR検査を実施され、陽性の場合には受入れ病院のほうに入院するというような一連の流れを整理した資料でございます。

説明は以上となっております。よろしく申し上げます。

○ 萩須智之委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

○ 豊田政典委員

今回の手当の対象として、消防職員が入っているんですけど、追加資料のフローの中で、消防職員の関わりがどこなのかよく分からないんですけど、また、これ以外に関わっているのであれば、それも説明頂きたいんですけど。

○ 柴田人事課長

消防職員の関わりといたしましては、結果が、資料で言いますと4ページの二つ目の太

枠ですね。結果が出るまでは、原則自宅待機となるが、移動手段がない場合、保健所所有の患者搬送車にて搬送というところがございます。こちらのところで、保健所の患者搬送車内とか、そういった場合、消防の職員に応援頂くというような場合がございます。

また、その後の5ページの入院の点線の一つ上です。移動手段がない場合、保健所所有の患者搬送車にて搬送とございます。こちらのほうも同じような形で、搬送が保健所ができないというような場合とかは、消防職員のほうから搬送していただくという場合がございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

参考のためというレベルですが、保健所所用の患者搬送車というのは何台あって、それが不足して、消防の車両なんですかね。消防車両で搬送してもらった事例はどのぐらいあるんですか。

○ 萩須智之委員長

すぐ出ますか。

○ 柴田人事課長

申し訳ございません。ちょっと何台というところでいうと、1台ではないかと思えます。ちょっと申し訳ございません。今、手持ちにございません。

○ 萩須智之委員長

改めて資料を出していただけますか。

○ 柴田人事課長

それについては、今何台所有して、どれぐらいの出動回数があったかということでもよろしかったでしょうか。

○ 萩須智之委員長

豊田委員、よろしいですか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 萩須智之委員長

それでよろしいそうですので、お願いします。

○ 柴田人事課長

分かりました。

○ 豊田政典委員

今のは採決後でも私は結構です。

もう一つ、元の参考資料の104に戻るんですけど、金額、従事した医師、1日4000円の額の範囲内で規則で定めるとなっていますが、この額はもう決まっているのであれば教えてください。

○ 柴田人事課長

それにつきましては、国の基準もございまして、いわゆるPCR検査を必要とされた患者さんの搬送、また、陽性が確定した患者さんの搬送、それから、PCR検査の検体採取補助といったところ、また、陽性患者に対する行動歴の聞き取り調査といったものについて、3000円の支給というふうなことで考えてございます。

あと、専従的に患者と接触したと。そして、業務に当たったという場合、こちらにつきましては、一日の大部分、専従的に業務に当たったという場合については、4000円というふうな形で考えてございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

元は総務省の通知ということで、ちょっと腹に落ちかねるところもあるんですけど、それはさておき、通知には、対象業務というのが示されていた。それが全て今回の条例改正で網羅されているのか。

それから、今説明頂いた3000円、4000円というのも、額も通知に入っているものなのかどうか。そうでなければ金額の根拠を教えてください。

○ 柴田人事課長

先ほどのご質問につきまして回答させていただきます。

まず、国のほうでは、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業を対象という形で示されてございます。ただ、対象者に接して行う作業ということで条件が示されておるというところでございます。

つきましては、従来からの業務であって、平常時にはされない新たな業務というような形で整理のほうをさせていただいたところでございます。

また、金額につきましては、3000円、4000円という形で、国のほうは示されてございます。その中で、4000円というのは、いわゆる長時間にわたり、また、直接体に接触してというような文言があるというところから、今回そういった整理をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

はっきり分かりませんが、通知では、抽象的な書き方をされていて、これほど具体的な対象業務という形は示されていなかったけれども、その考え方を四日市市のほうで解釈して、整理して、この業務に絞ったというか、選択したということですね。金額は、3000円、4000円とか、書いてあるんですか。

○ 柴田人事課長

そうですね。3000円、4000円という形で示されておるというところでございます。その中で、人事院規則でそういう形で示されたというところもありますので、その形で整理をさせていただいておるというところでございます。

○ 豊田政典委員

最後にしますけど、最後がよく分からない。人事院規則に示された同じ額だということですか。

○ 柴田人事課長

そうです。3000円、4000円という形で人事院の規則には示されておるといところでございます。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

これは四日市市職員給与条例の一部改正なんですけど、市立四日市病院は、これはまた別であれですかね。そっちで聞かんとあかんか分かりませんが、病院は病院でこういう条例改正は必要になるんですか。

○ 柴田人事課長

病院につきましては、病院の規程のほうで定められておるといところでございます。ですので、条例改正といところは伴わないということになっておりますけれども、今回も同じような形で整理をさせていただいております。産業生活常任委員会の協議会のほうでご説明させていただくというふうな形で予定させていただいております。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、条例改正でなくて、議案ではないということですね。分かりました。ありがとうございます。

○ 萩須智之委員長

ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

ほかにご質疑もないようですので、質疑をこれにて終結いたします。

続いて討論に移ります。

討論ありましたらご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第10号四日市市職員給与条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第10号 四日市市職員給与条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

これで総務部所管部分の議題は全て終了しましたので、理事者の入替えをしていただきます。

委員の皆様、休憩を取りましょうか。

でしたら、あの時計で午前11時5分まで休憩を取らせていただきます。

10 : 54 休憩

○ 荻須智之委員長

それでは、これより財政経営部に係る議案の審査に入ります。
まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 服部財政経営部長

おはようございます。

財政経営部のほうからは、今回につきましては、補正予算案の第3号、そして、追加上程させていただきました補正予算案（第4号）につきまして、それぞれ歳入の部分につきましてご審査頂きたいということと、一般議案でございますが、市税条例の一部改正案、こちらにつきましても、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

○ 荻須智之委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）のうち、財政経営部所管部分、議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、財政経営部所管部分についてを一括で議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

財政課長の川口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料のほうよろしくお願いいたします。04の総務常任委員会フォルダの中の105番、令和2年度6月補正予算（第3号）案の概要をお願いしたいんですが、105番です。（第3号）案の概要でございます。

それでは、その2ページをご覧頂きたいと思います。こちら2ページのほうには、一般会計につきまして、歳入と歳出の一覧がございます。上段側が歳入でございまして、款16国庫支出金及び款22諸収入につきましては、下の歳出の特定財源ということで、10分の10の交付金及び助成金でございます。

款21繰越金につきましては、今回の歳入歳出の収支差につきまして、一般繰越金を計上して、収支差の調整をさせていただいたものでございます。金額につきましては1534万1000円の計上でございます。

それでは、資料のほうの変更をお願いしたいと思います。

一つ戻っていただきまして、資料番号115番、6月17日追加資料の令和2年度6月補正予算（第4号）案の概要、6月19日上程分をお願いします。115番でございます。

それでは、こちら1ページめくっていただいて、2ページをお願いいたします。

こちらは、上段側が一般会計の歳入の一覧でございます。

款16国庫支出金につきましては、下段、歳出の特定財源でございまして、国の1次補正、2次補正に該当するようなものでございます。

款20繰入金につきましては、今回の歳入歳出予算の収支差につきまして、財政調整基金繰入金を計上しまして、収支差を調整させていただいてございます。金額につきましては13億4652万2000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

3ページのほうに、財政調整基金の推移ということで載せさせていただいてございます。

今年度末の残高見込みにつきましては、今年度5月補正及び今回の6月補正（第4号）、合わせまして41億円強の取崩しを計上させていただくということで、基金残高につきましては、90億円になるという見込みでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 萩須智之委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑等がありましたら挙手にてご発言願います。

○ 豊田政典委員

歳入審査なんですけど、少しはみ出ていく予定ですので、できる限り、分科会長にはご了解頂きたいなど。

まず、第4号の話なんですけど、いろいろ事業予算が上程されてきたと。お聞きするとすれば、事業予算を策定するに当たって、どうやってその事業を選択して組み立ててきたのか。その際に、歳入ありきなのか、歳出ありきなのか、特に市単の事業、組み方、歳入との関係でお聞きしたいんですけど。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

補正予算、今回も含めまして編成させていただくに当たりまして、歳入ありきという形での枠組みみたいなものは今回設定してございません。ですので、必要な事業といいますかにつきまして、当然国の補正等もございまして、そちらのほうで必然的にやっていく事業というのもございましたが、それ以外の市単の部分につきましては、それぞれの担当部局のほうで現時点で必要な事業ということで、その組立てを行いまして、それに対しまして、財政経営部としましては、例えばほかの財源が当たるかとか、そういったところの調整はさせていただいてはございますが、歳入側で何か枠組みをつけたというようなところは今回に限ってはございません。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

国の最新の補正が出るのをにらみながらということで、短期間の間でご苦労されたのは分かるし、併せて、先週末に本会議で追加資料請求をさせていただいて、時間のない中で出していただきました。ありがとうございます。

ただ、あの内容をざっと見てみて、商工、産業生活分科会絡みの案件が多いんですけど、必要性や根拠というところはほとんど数字がないんですよ、全く。影響が大きいとか、

何だとか、どういうデータを基にというのは全く読み取れない。入れてきているんですけど、全庁的に募集して事業を募ったわけ。それを削ったりもしているの。その辺、もうちょっと教えてください。それに合わせて歳入を、財調を持ってきたという、最終的には。どうやってつくったんですか、あれ。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

各部局が当然事業についてはまず一旦は組立てを行いまして、予算要求という形で上がってまいります。通常予算という大変ですけども、例えば当初予算ということになりますと、トータルの歳入というのを財政経営部のほうが来年度の税收等を見込んで、ある程度の一般財源の枠、具体的なものにはまるように全体の予算を調整するというふうな大きな流れというのがございます。

今回のコロナの対応に関する補正につきましては、一つは、国のほうのメニューに対しまして、10分の10の補助金であれば、特段細かい調整は必要ないということはなっていますが、例えば2分の1とか、そういったような補助金メニューもございますので、そういうところにつきまして、当然歳出の必要性というふうな部分も含めまして、その金額が妥当かというところにつきまして調整と申しますか、確認と申しますかの作業は短期間の中ですので十分かと言われれば足りないところもあるというふうなご指摘を頂くかもしれませんが、そういったチェックの方法は財政経営部としては行ってございます。

トータルの金額につきまして、例えば財政調整基金がこれ以上取り崩せないで、この額に抑えておいてほしいとかといった調整が今回あったかといえ、それについてはないというのが、先ほどお答えさせていただいた状況ではございますが、全体の判断の中で、金額を決めていく際に、何と申すんですか、前提として、規模感と申しますか、例えば今回の40万円、20万円の商工の持続化給付金にしても、これを100万円にすればどれぐらいの財調が必要になるかとか、そういった規模感みたいなものは、それぞれ調整していく中であったかもしれませんが、そういったもので調整したわけではなくて、例えば国の給付金の額、それから、他の自治体の給付金の額を参考にしながら額のほうを決めていって、最終的に、それに対してどういうふうに財源を充てようかというところを財政のほうは考えたというのが補正予算の流れでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

各部局の事業提案、これは全事業メニューを全て網羅されているんですか。提案のあった事業。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

全メニューといいますと、提案のあった事業については、それは今回の補正に基本的には上がってございます。ただ、一部、例えば教育のタブレットですとかにつきましては、今回6月の追加補正で持っていくのか、8月補正にさせていただくのかというような調整がございまして、8月補正でというふうな形については一般質問の答弁の中でもお答えさせていただいたように、そういったものが一部がございましたが、全施策が今回あぶっているふうに考えてございます。

○ 豊田政典委員

最後にしますが、部局で出たのがこの事業でしかなかったということだったのかなと思いつつながら、最後、これもちょっとはみ出ているんですけど、追加資料を見せてもらいましたけれども、全然根拠のないですね。示されていない、数字が。影響が大きいとか、困っているとか、それでよく通したなと思って、それだけ、財政経営部の見解だけ確認させていただいて、終わりにします。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

コロナウイルス対策につきましては、国や県も含めて、現時点では影響が実際どれぐらいあるのかとかというふうな客観的根拠といいますか、数字のほうはなかなかつかめない、今現在まだ走っている状況ということで、議会のほう、豊田委員がおっしゃいますようなきちっとした、どういう調査によって、こういう金額が出ていますというところがお示しできていないというところはあるかと思えます。

それも含めてという大変ですけども、国にしても県にしても今回の市にしても、全体としてはそういうことが起きておるといような中でどのように、もしくはどれぐらいを助けていくかといいますかというふうなところについては考えつつ、今回の額にさせていただいたということで、金額はかちっと出せていないというところをご指摘のとおりかと思えます。

以上でございます。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか。納得されましたか。

○ 豊田政典委員

しません。

○ 荻須智之委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

第3号の歳入で、繰越金が2534万1000円あるんですけど、この繰越金というのはどこから来るんですか、このお金は。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

実際のところは、次の8月定例会議会のほうに令和元年度の決算のほうをお示しさせていただくという中で、令和元年度から令和2年度のほうに繰越ししてくる、その繰越金の一部を計上させていただきたいというふうな形でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、これ、3号の歳出に合わせて、国から10分の10来るもので、市単で補うものの、足らず前の数合わせでこれだけ置いたということでもいいんですか。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

そうですね。総務費のコミュニティ助成事業費補助金2180万円、これが諸収入の助成金でイコールで10分の10でございます。

それと、民生費の国民年金事務費92万8000円が、国庫支出金で10分の10入ってくると。それ以外の土木費及び消防費については、市単独の部分といいますかになりますので、その分の財源につきまして、繰越金を充てさせていただいたという形でございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。その内容は分かりました。

そうすると、4号のほうは、足らず前は財調でやっているんですけど、ここで8月の決算が終わらないと、繰越金の全容が分からないので、第4号では一切使ってないということなんですかね。

3号では1500万円なので、もっとあると思うんですけど、あれはもっと財調を崩さずに使ったらどうなのかなと思うんですけど。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

委員おっしゃっていただきますように、令和元年度の決算で出てくる決算剰余金といいますかにつきまして、例年、20億円、30億円というぐらいの額が額として出てまいりますので、今回、次の定例月議会に向けて、今決算の調整中でございますが、そんなに大きく下がった形ではない額が一般繰越金として計上されるというふうには考えてございます。

ですので、ある意味、そちらのほうは今後の補正予算の財源には使える。決算剰余金の2分の1については、財政調整基金に積むというふうなルールもございますので、その辺のところをどうしていくか、今年、コロナに対してどのような扱いにしていくかという部分はちょっとございますが、一旦取崩した財政調整基金を、次、繰越金で少し戻すとかいうような財政上の調整というのは決算認定後、させていただくことになるのかなというふうには考えてございます。

○ 樋口博己委員

それはあくまでも市の予算措置の裁量であって、途中2分の1は、何かに入れるというのは、それはそれで国のルールですけど、それ以外は、市の采配でこういう予算立てをしていると。20億円か30億円になるのか分らないですけど、3号に関しては、1500万円、小さい端数の数、端数というとあれですけど、こういう数字なので繰越金に使ったけれども、基本は繰越金にはこういう制度では使わないという市の考え方ということでもいいんですか。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

繰越金につきましては、例年もそうですし、全国的にもそうかと思いますが、補正予算

の財源として考えるということについては、どこの市町村もそのような形で財政運営をしてございます。ただ、補正予算に使う際のタイミングといいますかにつきましては、決算でお出しする前に、10億円なりという額の繰越金を計上するということにつきましては、ちょっと控えておるといふとあれかもしれませんが、そういった形で、8月以降の補正については額が確定した形でお出しさせていただくというふうなことで、例年やらせていただいまして、6月の補正につきましては、一旦、特にコロナということでございましたので、財政調整基金での対応というふうな形にさせていただいております。

○ 樋口博己委員

分かりました。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

○ 村山繁生委員

今回、2次補正で国からの支出金が3億円ちょっとですね。この金額というのは、やっぱり四日市は不交付団体ですので、同等他市に比べて、もしうちが交付団体であったらもっと多かったというふうに思ってもいいですか。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

村山委員がおっしゃって見えるのは、5月の補正のときに出させていただいた臨時交付金の……。

○ 村山繁生委員

それじゃなくて、今回の3億円。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

今回の3億円ですか。

○ 村山繁生委員

4号の。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

第4号の3億円ですか。こちらのほうは、交付団体もしくはその財政力指数係数というものがある補助金ではなくて、実際のところ、この事業に係る分の2分の1当たるとか、独り親なんかでいけば実際に必要な人数分10分の10というのを頂けておりますので、村山委員がおっしゃってみえるのは、臨時交付金という形で当初1兆円、今回の2次補正で2兆円に対して3兆円、国が各市町村に配りますと。

○ 村山繁生委員

そうそう、何でも使えるというやつやね。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

そうですね。そちらのほうにつきましては、一旦5月の補正のほうで、1兆円のうちの7000億円分が国のほうから内示が参りまして、それが3億2000万円という形で、一旦、財源のほうと歳入の計上をさせていただいてございます。残り2兆円——新しくついた国の2次補正の部分でございますが——こちらはまだ実際には財政力指数の係数が係るという話も聞こえてきていますが、その計算式及び国の内示のほうはまだございませんので、単純にいけば前回の3億2000万円の倍——1兆円に対して今回2兆円を国が積んでおりますので——ぐらいは来るのかなあという大まかな想定はできますが、ちょっと額がどれぐらいになるかというのを今のところ全く分からないということで、今回の補正予算の財源には計上させていただけないというのが現状でございます。

○ 村山繁生委員

結局、財政力指数によって、そういう計算式みたいなものがあるんですか。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

財政力指数に対して、1を超えていると割り落とされるというふうな率が、計算式がありまして、それで、四日市のほうは、最終的にその率が掛かって、落ちて3億円になった

という形でございます。次の2兆円の分がどういう計算式かまだちょっと示されてございませんので、今のところちょっと分かっていないという状況でございます。

○ 村山繁生委員

今回は2兆円やで、増えるのは増えるもんな。期待しています。分かりました。

○ 萩須智之委員長

その計算式は毎回変わるものなんですね。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

変わるというふう聞いておるわけではないんですけども、聞こえてくる感じでいくと、全く一緒ではないんじゃないかというふうに今のところ予想しておるという状況でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

では、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論ありましたらご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

なお、全体会へ送るか否か採決の後にお諮りします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

では、原則どおり採決を行います。反対表明がございません。納得はされていない方が見えましたが、反対表明はございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

では、全体会へ送るべき事項についての確認ですがいかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしの声を頂きましたので、全体会送りはなしとさせていただきます。

議案第11号 四日市市税条例等の一部改正について

○ 荻須智之委員長

それでは、引き続き総務常任委員会として、議案第11号四日市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について資料の説明を求めます。

○ 平田財政経営部次長兼市民税課長

それでは、資料のほうをよろしくお願いします。104提出議案参考資料のほうですが、よろしいですか。6ページのほう、お願いします。

○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

では、お願いします。

○ 平田財政経営部次長兼市民税課長

それでは、簡潔に説明をさせていただきます。

今回の内容につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、さきの議会で審議頂きました本年4月1日施行分を除く部分について、市の税条例の関係規定を整備するものでございます。

今回の改正には、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置も含まれておりますので、まず、その部分について説明をさせていただきます。

まず、1番でございます。

(1)は、新型コロナウイルス感染症等に起因いたしまして、収入が大幅に減収した場合に適用される徴収猶予の特例措置の新設に伴います手続に関する規定を整備するものでございます。

(2)は、個人市民税の関係で、ア、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために一定のイベント等を延期や中止した主催者に対して、入場料等の払戻しを請求しなかった場合にその金額を寄附金控除の対象とする特例の規定整備でございます。

イです。消費税10%が適用される住宅を取得した場合に、令和2年12月31日までに入居

した場合に住宅ローン控除の期間を10年から13年に延長する措置をしております、その適用の要件の入居期間を、今回、令和3年12月31日までの1年間延期する規定でございます。

続きまして、7ページをお願いします。

(3) 生産性向上を図るため、中小企業が取得する一定の償却資産に係る固定資産税をゼロにする特例措置につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資をする事業者を支援するために、対象資産に事業用の家屋、構築物を追加するという規定でございます。

次、(4)でございます。軽自動車を取得された場合に課される自動車取得税に代わりまして、令和元年10月1日から課されております軽自動車税の環境性能割でございますが、これの1%軽減措置がされていることでございますが、適用対象につきまして、取得期間を令和3年3月31日まで延長するという規定でございます。

以上が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制措置でございます、それ以外につきまして説明をさせていただきます。

8ページをお願いします。

(1)でございます。個人市民税関係でございます、まずアでございますが、未婚のひとり親寡婦控除の見直しで、婚姻歴の有無による不公平感、男性ひとり親と女性ひとり親の不公平を解消する措置でございます。まず、1点は、①未婚のひとり親にも寡婦(寡夫)控除を適用する。次に、②寡夫の控除額を寡婦と同額の26万円から30万円とするものでございます。もう一点、③は、寡夫にも所得制限の500万円を設けるということでございます。

次に、イでございます。肉用牛の売却所得に係る課税特例措置でございます。免税対象肥育牛の売却に係る事業所得に所得割を課さない特例措置を3年延長し、令和6年度までと延長するということでございます。

ウでございます。保有期間が5年を超え、譲渡価格が500万円以下の要件を満たす都市計画区域内の一定の低未利用地を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除する特例の措置を創設するものでございます。また、優良住宅地造成のための土地を譲渡した場合、長期譲渡所得に係る税率を軽減する特例措置を一部見直しまして、適用期間をこれも令和2年までを令和5年までに延長する措置でございます。

9ページをお願いいたします。

(2) 固定資産税、都市計画税の関係でございます。

アでございます。所有者不明の土地に関する課税についてです。まず、住民基本台帳や戸籍等の調査等を尽くしても、なお、所有者が一人も明らかとならない場合に使用者を所有者とみなして課税台帳に登録して課税することができる規定。また、登記上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、相続等を現に所有している者に必要な事項を申告させる規定でございます。

イでございます。再生可能エネルギー源を電気に変換する発電設備に対する特例措置のうち、水力発電設備につきまして、税率を3分の2から4分の3に見直しまして、取得期間を2年延長しまして、令和4年3月31日までに取得したものとする規定でございます。

10ページをお願いいたします。

(3) たばこ税の関係でございます。軽量の葉巻きたばこの課税方式を見直すものでございまして、1本1g未満の葉巻きたばこを紙巻きたばこ1本に換算するよう、令和2年10月と令和3年10月の2回に分けて段階的に見直すものでございます。

(4) は、還付加算金や延滞金を適用する割合を、市中の金利実勢を踏まえまして、国税の改正に合わせて引き下げるものでございます。

その他は、地方交付税の改正に伴います事項の整備や条項のずれ等の整備でございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 萩須智之委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

別段質疑もないようですので、質疑をこれにて終結いたします。

続いて、討論に移ります。

討論ありましたらご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第11号四日市市税条例等の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第11号 四日市市税条例等の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

これで、財政経営部所管部分の議題は全て終了しました。

理事者の入替えがございますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。お疲れさまでした。

委員の皆さんにお願いします。

消防で一応資料がそろいましたので、これからお昼までで終わるかどうかわかりませんが、消防本部に入っていただきますので、危機管理監は午後ということをお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、消防本部に戻っていただきました。

資料説明をお願いします。

○ 坂倉消防長

消防本部、坂倉でございます。

先ほど笹岡委員からご指摘を頂きまして、私どももしっかりと確認、調査不足で申し訳ございませんでした。環境部に行ってまいりまして、土壌汚染の関係について確認をして

まいりましたので、資料を含めてご説明をさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

○ 行方消防本部政策推進監

それでは、環境部のほうに説明を受けてまいりましたので、その内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、お手元にお配りいたしました土壌汚染対策法の仕組みという表紙のついてございます環境省のほうが出している資料をご覧ください。A3の開きになりますけれども、まず、8ページのほうをご覧くださいでしょうか。

その中の中段、制度・調査という表がございまして、ここの②のところをご覧ください。

ちょっと読ませていただきますと、一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるときということで、土壌汚染対策法の第4条に規定されております。

この中で、まず、調査の要件としましては、その下なんですけれども、3000㎡以上の土地の形質の変更、または現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うことということで法律に規定されておまして、その時点で届出を受けて、そこで地歴の調査を行って、これはあかんぞということであれば調査をするという、そういう法律の内容になっております。

今回のケースでいいますと、港分署の土地につきましては、まず、土地の面積が約415㎡ということと、今は民地をお借りして消防署が上に立って、そのまま継続して形質の変更を伴わず使い続けるということで、形質の変更も伴わないということで、法的に調査は必要ではないということが環境部に行ってまいりまして教えていただきましたので、ご報告というか、ご説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

ということで、問題はないということでよろしいでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

これで分かりますが、ただ、土地の売買に絡むときの不動産屋さんが地歴として調査をきちっとしますというのを、たしかそっちに言うはずですよ。それはなかったかな。このルール以外のところで、土地の売買に伴うときには、きちんと、この土地は、例えばどういう地歴としてあったのか。30年間の間に、土壌汚染等の有無を確認するために調査しましょうみたいなことは不動産屋さんからなかったですか。

○ 小谷総務課長

実質、私どもは30年間、消防署としてお借りしておりましたので、特に土壌汚染になるようなことはなかったの、そういったお話は特にございませんでした。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

汚染の有無にかかわらず、不動産さんはそれを調査するはずやけど。歴として残すので、調べてくださいというはずやけれども、これがなかったということですか。それだけ確認させて。

○ 小谷総務課長

特にそういうお話もなく、私ども特に土壌汚染になるようなこともなかったというところもございましたので。

○ 笹岡秀太郎委員

だから、汚染の有無は別として、売買のときに不動産屋さんが必ず歴としては残すんやけど、調査を。なかったんやね。ないということでええわけやね。

○ 坂倉消防長

私ども、これは当然個人の土地でございます。売買の話は、不動産屋を仲介するというのではなくて、個人との取引をさせていただきます。ただ、評価におきましては、鑑定士が土地を評価していただいているということでございますけれども、個人との土地の売

買の交渉において、そのようなことはございませんでした。

○ 笹岡秀太郎委員

じゃ、これで終わりにしますが、一般的な売買には必ずやるんやわな。何でなかったのかなと不思議でしょうがないんやけれども、この説明のとおり、法としては問題ないと、こういうことなんやでええけれども、念のために調べておいてください。不動産取引で、この部分が欠けておってもええんやったら、民間はたくさん対策とかようけ出てくるというのは大体想像がつくと思うけれども、そういうところはたくさんあるのでね、それをできるんやったら、また、やり方をその不動産屋さんに聞かなあかんと思ってな。不動産屋は会社なんやで、もう一遍言うけど。

○ 坂倉消防長

不動産屋を介して、今回、交渉はしてございません。直接、地権者と交渉をさせていただいておる、そういうことでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

ごめん、もう終わりにすると言ったけど、一度、不動産の専門家にその辺の今のやり取りを、これでよかったのかという辺りだけ、一度確認だけしておいてください。

○ 坂倉消防長

今回、ご指摘を受けまして、私どももそのところについてはしっかりと環境部、用地課ともいろいろとキャッチボールしてございます。今のご指摘の点も含めまして、また、私ども土地の取引について、そういうような不動産屋を介したときとか、そういったものについては一度確認をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

ちょっと教えてほしいんですけど、今日、示していただいた資料は、以前から一般的に900㎡以上とか、いろんな規定はあったと思うんですけど、これ、公が土地を購入する場合でも、全く平米の数字、広さの規定は同じということでもいいんですか。この規定からす

ると900㎡以下なので問題ないという話なんですけれども、公共であってもこれと同じルールということではないですか。

○ 行方消防本部政策推進監

この点につきましても、今、環境部のほうで確認してまいりまして、公共と民間、民間と民間問わず、この規定につきましては、同様の規定が適用されるというふうに聞いてまいりました。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

ご質疑はございませんので、これより討論に入ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。

よろしいですか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

では、原則どおり採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第9号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、第3目消防施設費については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 萩須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、続いて、全体会へ送るべきとする事項の確認を行いますが、いかがでしょうか。

（なし）

○ 萩須智之委員長

全体会送りの提案がございませんでしたので、全体会送りはなしとさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第9号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、第3目消防施設費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 萩須智之委員長

それでは、消防本部所管部分の議題は全て終了いたしました。お疲れさまでした。

それでは、これでお昼の休憩に入らせていただこうと思います。午後1時再開でお願いします。

○ 樋口博己委員

所管事務調査の件、資料が整うとか、整わないとか、その辺の何か分かったことがあれ

ば。

○ 萩須智之委員長

一応、商工会議所からの資料は難しいそうですが、それ以外はほぼ整いそうですので、この後、午後、危機管理監を済ませた後に行わせていただこうとは今思っております。その方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

では、よろしく申し上げます。

11:50 休憩

12:59 再開

○ 萩須智之委員長

では、インターネット中継を再開していただきます。

それでは、これより危機管理監に係る議案の審査に入ります。

まず、危機管理監よりご挨拶をお願いします。

○ 服部危機管理監

こんにちは。危機管理監、服部でございます。よろしくお願いいたします。

私どもは、追加上程をさせていただきました補正予算（第4号）によりまして、避難所における感染症対策に必要な物品の購入経費を計上させていただいております。また、併せて協議会も1件お願いしてございますが、こちらも避難所における感染症対策でございます。このたびガイドラインの試行版をつくりましたので、そちらをご説明させていただいて、ご意見を頂きたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第14目 防災対策費

○ 萩須智之委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、危機管理監所管部分についてを議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 伊藤危機管理室長

危機管理室長の伊藤です。よろしく申し上げます。

タブレットのほう、117、6月17日追加配付、令和2年度6月補正予算参考資料（第4号）をご覧ください。ページにつきましては、24分の4になります。

新型コロナウイルス感染症関連経費でございます。災害発生時におけます避難所の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために、現在、市が保有している避難所の備蓄品で不足することが考えられる、主に感染症対策として、衛生管理、環境上必要となる資機材や物資を購入するものでございます。

まず、需用費としまして、消耗品費、合計720万2000円の内訳でございますが、非接触式体温計を各指定避難所に2個整備するものとして、354万円を計上しております。また、マスクを2万3800枚として71万4000円を計上しております。これは、避難していただく方には原則マスク着用をお願いしてまいります。万が一つけ忘れて避難された場合用に購入するものでございます。また、手指消毒用として、既に寄附頂いた代替アルコールやエタノールで、既に指定避難所の部分は準備しているものの、各指定避難所に新たに118か所、2本の手指消毒用のアルコールを配備するために購入するものであります。35万4000円を計上しております。さらに、避難所運営時のスタッフの新型コロナウイルス感染症の衛生管理上の必要な資機材といたしまして、フェースシールドの購入を94万4000円として

計上しております。これは各指定避難所に20個を想定しております。加えまして、段ボールベッド100セット、165万円を計上しています。

次に、備品購入費、その他備品といたしまして659万4000円を計上しております。内訳は、間仕切りパーティションテントということで各指定避難所に2個購入するものでございます。現行、要支援者用として411個の室内テントを備蓄しているところですが、今回、新型コロナウイルス感染症対策として236個を追加購入するものであります。659万4000円を計上しております。

以上の需用費、備品購入費として、補正予算額1379万6000円としているものでございます。

説明については以上でございます。

○ 荻須智之委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑等がありましたら挙手にてご発言願います。

○ 笹岡秀太郎委員

感染防止対策、大変ご苦労さんでございます。

いろいろと対応していただいて大変ありがたいなというような思いもしております。今回、段ボールベッドもこうやって入れていただいて、大変ありがたいと思っています。特に、四日市の段ボール屋さんって、非常にいい製品を作られていますので、例えば簡易トイレみたいなものとか、いろんな用途にこの段ボールというのは広がってくるから、大変ありがたいと思うし、そのほかにもいろんな提案があると思うので、段ボールのほうの。活用できると思うので、しっかりと研究していただければなという気がします。

1点、湿気に弱かったり、いわゆる保管体制をしっかりとしておいてもらわんといかんのと、それから、ほかにも今も一定に使用用途はいろいろあると思うので、その辺の研究も併せてやっていただければというふうなことを思いますので、お答えは結構ですので、要望として伝えておいていただければなと思います。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○ 樋口博己委員

先ほど出ましたが、段ボールベッドなんですけれども、これは後ほどで結構なんですけど、どのようなタイプなのか、写真か何かというのはあるんですか。資料として頂けたらなと思うんですけれども。

○ 萩須智之委員長

すぐ用意できますか。

○ 伊藤危機管理室長

資料のほうは、また後ほどご提供させていただきます。

○ 樋口博己委員

よろしくをお願いします。

あと、これは100個ということで、指定避難所は118か所あるんですけれども、これは100個という数字の根拠は何なんでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

段ボールベッド等でございますけれども、段ボールベットは使い捨てであるということと、それから、備蓄のスペース確保が非常に困難であるということと、現在のところ協定を締結している業者が2社ございますので、そこでカバーを図っていくというところがございます。

以上です。

○ 服部危機管理監

申し訳ございません。

段ボールベッド100個の積算根拠ということでご質問頂きました。

基本的には長期避難の場合に使っていくんですが、今回の積算根拠としましては、要支

援者が市内で約2万人みえます。これまでの最近の避難の率の一番多かったのは、一昨年の台風24号時、これが市内で0.03%、細かく言いますと0.028%程度の避難者数でございました。その数字を引用いたしまして、0.05%と仮定をしまして、2万人掛ける0.05で100という数字をはじき出したところなんです。これにつきましては、各防災倉庫に分散配置していくのではなくて、拠点倉庫で集中管理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、拠点倉庫で一元化ということは、1か所ですかね。北、中、南とか、そういうのではなくて。

○ 伊藤危機管理室長

今現在のところ、北部の拠点が空きがありますので、北部の拠点で考えております。以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、北部に1か所、そうすると、南のほうの避難所で利用しようとする場合は、誰かが取りに行くのか、誰かが持ってきてくれるのかということですか。

○ 伊藤危機管理室長

今現在のところでは、北部が空きがありますので、今後、分散のことも検討してまいりますけれども、物資の搬送については各商工農水部なりが持ってくるような手配になっておりますので、持っていく形になろうかと思っております。

以上です。

○ 樋口博己委員

せっかく備蓄で用意頂くのであれば、1か所ではなくて、ある程度、本来なら、各指定避難所118か所に最低一つずつとか、その上で、市として、一定数備蓄するとか、そういうふうに考えることが本来なんでしょうし、パーティションを各指定避難所に2個ずつということで購入頂くんですけれども、こういったアイテムは、まだまだもっと数が必要だ

と思うんですけども、さっき笹岡委員からの指摘があった備蓄する場合の湿気の問題とかがあるんでしょうけど、今後のパーティションとかベッドとか、こういう段ボールの備品の備蓄についての考え方はどうなんでしょうか。現状でもう十分だということなのか、それとも今後避難状況、また3密を避ける避難所運営、あと、ガイドラインなり出てきますけど、そういう中で今後拡充を図っていこうというお考えなのか、その辺のお答えをお聞きしたいと思います。

○ 服部危機管理監

ありがとうございます。

パーティションや段ボールベッド等につきましては、これまでは、避難時における要配慮者対策という考え方の下に、避難者のうちの一定の方だけお使い頂くというような想定をしてきました。ただ、ここ数年、避難所における生活環境の向上であったり、今回の感染症対策ということから考えますと、避難者の方全てにそれらをご利用頂くのがある意味理想であるということは感じておるところでございます。

ただ、本市におきましては、南海トラフの巨大地震——過去最大クラスでございますけれども——その場合の1週間後の避難者数の想定を3万4000人と見てございますので、じゃ、3万4000個全て用意するのかというと、なかなかそういうわけにもいかないところでございますので、再度改めて、私ども備蓄計画というものも策定していきまして、何個そろえるべきなのかということも改めて検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

すぐにまずは100個準備するんだというお考えで、今後3密を避ける避難所運営ガイドライン策定の下で、しっかりと数を改めて精査するということで理解をさせていただきます。

また、後ほど資料だけ、どういうベッドになるかどうかだけお願いしたいなと思います。以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

○ 笹岡秀太郎委員

関連をお願いします。

これも引き続き段ボールなんやけど、これ、今の意見で、湿気等、非常に敏感な商品になると思うもので、例えば今これを用意してもらっておるけれども、何年か備蓄しておいたら使えやんようになったというのでは困るので、その辺の何ていうの、例えば生産業者さんに絶えず幾つかストックしておってもらおうとか、そういうことは考えているの。

○ 伊藤危機管理室長

今のところ考えていません。私どもの備蓄倉庫で保管をしようということを考えております。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

その段ボールの使用期限といったらおかしいけど、消費期限というのか、あるんか分からんけど、その辺は調査したの。絶えずそういうのが、ものは使える体制にしておくというのは普通の考え方だと思うんやけど、その辺はどれぐらいの保存で賄えるの。

というのは、いざ使うときになったら使えやんだでは困るので、そういうときに供給できる体制というのは絶えず取っておかなあかんという思いもあるので、それも含めて答弁してください。

○ 伊藤危機管理室長

しっかり業者と打合せをしながら、物の確認をしながら、しっかり管理をしていきたいなど考えております。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

その辺大事やで、いざ使うとなったら使えなんだでは困るので、いつやらマスクのゴムが使えやんだという話もあったじゃないですか。そういうことのないように、絶えずしつ

かりと管理もできるようにしておいてください。

以上です。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

関連で、いろいろそれぞれの消耗品を上げてもらったんですけど、使用期限云々とか、その辺の調査というのは全然せずに、数だけこうやって上がってきているんですよね。耐用年数であるとか、マスクのゴムの話もありましたけど、確認はしていないんですか。

○ 伊藤危機管理室長

具体的な期限については、まだ調査のほうはしていないところです。

以上です。

○ 森川 慎委員

そうしたら、どうやって数を根拠として、備蓄していくという数が出てくるんですか。何年かたって使えないという前提が分かっていると、マスクにしたって、消毒剤だって何年かたったら使えなくなるとか、そういう調査をせずに買うんですか。1個ずつとか。

○ 伊藤危機管理室長

この辺の資機材の期限につきましても、業者なりに確認をしながら、今後、備蓄計画に反映をさせていきたいと思っています。

以上です。

○ 森川 慎委員

それをまず調査して、こういう年数で対応できるから、これだけの数で配備が必要ですよと出てくるのが本来の危機管理監なりの役割だと思うんですけど、またこれから調査ですって、いいんですかね。マスク、例えば1年しかもたんようなゴムのマスクであれば、こ

んな数では全然足らんかもしれないし、また来年という話にもなってきますし、甘いんじゃないですか。

○ 伊藤危機管理室長

マスクにつきましては、今も備蓄倉庫に各地区、合計で8500個備蓄しているところがございますので、今回購入するものを含めまして、新しいものを備蓄していくようにして、古いのはなるべく使っていくという形を取っていきたいと考えております。

以上です。

○ 森川 慎委員

使う当てっていつあるんですか。

別にマスクに限らないんですけど、先ほどからのほかの委員さんからの質問においても、どれぐらい使えるとか、そういう話が出ていて、これから調査するというのではなかなかそうですかって、必ずしも反対するわけではないんですけど、賛同しづらいんですけど、もうちょっと調査をまずしてから、数なり上げてきていただきたいなと思うんですけど、今後の対応も含めて答弁頂いて、終わります。

○ 萩須智之委員長

備蓄枚数の根拠ですね。

○ 森川 慎委員

備蓄枚数の根拠というか、購入備品に対する研究なり、調査というのが全然不足しているんじゃないかと、今の答弁の中から私は感じています。

○ 萩須智之委員長

いかがでしょうか。

○ 服部危機管理監

購入に当たり、いろいろな調査が漏れているということでございます。ご指摘のとおりかと存じます。今のところ私ども想定しておりますのは、マスクにつきましては、前回の

サーズ、マーズ、インフルエンザ以来、10年経過したものが使えなかったという今回の事例もございますので、片や同じ時期に買ったマスクが使えているという状態もございますので、おおむね10年程度というふうにそこは考えておるところでございます。

また、手指の消毒剤につきましては、アルコール系ですと2年程度というようなのが一般的なおところでございますので、それらを参考に今回購入した物品の保存年限を見ながら、次期購入の更新を考えていきたいと考えておるところでございます。

○ 森川 慎委員

何かちょっとずれているんですけど、先ほどの答弁やと、買ってから業者と相談するか、室長のほうからは答えがあった話で、今の危機管理監のお答えは、一般論として、消毒剤はこれだけ、おむつとかマスクはこれぐらいだったというような話をされておるだけで、そもそも買うときにこの物品がどれだけの耐用年数があるのかとか、そういうところはちゃんと調べてから、こういうふうに買いますというふうに議案で出してくるのが本来じゃないかなと私は思いますので、これ以上言ってもあれですけど、今後、こういう質問なり、いろんなことに耐えられるような調査をしてから物品購入に当たっていただくようお願いしたいと思います。

終わります。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

今までの発言に関連するところもあるんですけど、まず、消耗品の中で数量の根拠を確認するんですが、体温計と消毒剤は何となく、1か所二つずつというのは分かったんですが、段ボールベッドは先ほど説明あったので、マスクとフェースシールドの数量、2万3800個と20個ずつ、これの根拠と、誰がどういうときに使うのか、想定用途を確認させてください。

○ 伊藤危機管理室長

マスクにつきましては、先ほどございました南海トラフ地震、最大クラスの震度6が発生した場合の地域防災計画上では3万4000の方が避難をしていくという想定になってございます。そのうち、マスクをお持ちでない方が約1割いるということを想定いたしまして、3万4000人掛ける0.1で、供給体制が整うまでの約1週間分を備蓄すると想定いたしまして、掛ける7で2万3800枚とさせてもらったところです。

それから、フェースシールドにつきましては、1避難所当たり20個ということで、ここは避難所運用していくスタッフが受付なりのところで衛生管理上の防護という形で、20個という形にさせてもらっているところです。

以上です。

○ 豊田政典委員

フェースシールドはスタッフ用ということで分かりました。マスクは、いろいろ言われた3万4000掛ける1割、この根拠は。

○ 伊藤危機管理室長

今、ホームページでも掲載させてもらっているんですけども、避難してくるときには、マスク、それから消毒液、体温計をできたら持ってきて避難のお願いを呼びかけていくところです。それであっても、マスクを忘れてみえる方が見えるのが約1割ではないかというところを想定いたしまして、1割とさせてもらっているところです。

以上です。

○ 豊田政典委員

じゃ、根拠はないということですね。ええんですか。

○ 伊藤危機管理室長

あくまでも見込みですので、算定の根拠は特にございませぬ。

以上です。

○ 豊田政典委員

それから、備品のほうの間仕切り用パーティションシートなるものが私はよく分からな

いんですけど、どんなもので、各118掛ける2個ずつ、用途というか、物の説明を教えてください。

○ 伊藤危機管理室長

パーティションでございませけれども、簡単に申し上げますと、屋根のないテントという形になっていまして、出入口をチャックで受けて入るというものでございます。今回購入するもので、高さ1.4m、面積で言いますと2.2m掛ける2.2mの大きさでございます。

用途につきましては、乳幼児が見える方でありませとか、要配慮者という形で想定しております。

以上です。

○ 豊田政典委員

半分ぐらい分かってきたんですけど、それが各箇所には2個という根拠は。

○ 伊藤危機管理室長

本年度については、1か所を買っていく、本年度の既決予算で買っていく、プラス2個という形で3個になるわけですけども、最低でも3個は要るんじゃないかということも想定いたしまして、参考とさせてもらっているところです。

以上です。

○ 豊田政典委員

よく分からない根拠ですが、反対はしませんが、最後にもう一回言いますが、それで、備品及び消耗品、いろいろ数を出してもらって、配備してもらうんですけど、これはそれぞれどういう形で発注する業者を決めるんですか。入札なんですか、これ、何なんですか。

○ 伊藤危機管理室長

一般競争入札にて買う予定でございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

だから、その際に、先ほど質問があったやり取りでのマスクであれば、こうこうこういう耐用年数であるとか、そういうのを指標として出さないといけないんですよね、入札の際に。それがどうもまだまだ不確定のような答弁だった。

段ボールベッドについては、1回目の室長の答弁で、業者が二つあるとか言っていましたけど、これは2業者限定なんですか、入札とはいえ。

○ 伊藤危機管理室長

段ボールベッドの2業者でご説明させてもらいましたのは、協定を結んでいる業者でございますので、被災して災害が起きてからすぐに持ってきてもらうように手配をして、持って来てもらう協定を結んでいる業者が2事業所でございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

入札でと言われたけど、これは入札しかないの。

○ 伊藤危機管理室長

協定を結んでいる事業所も既に協定を結んでおりますので、もうこれは決定をしているところでございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

2業者。そうすると、段ボールベッドだけは既に2業者決まっていると。その他は、最初の答弁で一般競争入札ということ。

○ 伊藤危機管理室長

2業者というのは、既に協定を結んでいる業者でございますして、購入の業者が2業者ではございません。

以上です。

○ 豊田政典委員

意味分からんのやけど。

○ 萩須智之委員長

協定を結んでいる業者は……。

○ 服部危機管理監

段ボールベッドの入札に当たりましては、既に災害時における優先調達の協定を結んでいる2社も含めて、その他の業者も含めて入札は執行したいというふうに考えておるところでございます。

○ 豊田政典委員

優先何とか何とか。そこは特別扱いということですか。

○ 服部危機管理監

入札に当たりましては、私の先ほどの答弁は不要な答弁でございました。

入札に当たりまして、協定業者関係なく一般で入札は執行したいというところでございます。

○ 豊田政典委員

それで理解することにしておきますが、先ほどからの質疑応答を聞いていて、最初の段ボールベッド100セット、樋口委員かな。説明が違うことを言いましたよね、室長と危機管理監と。違うことを言った。

もう一個も何か違うことを言いましたね。あまりにも雑ですよ、この予算案、事業案が。森川委員が言われるように、言うことが変わったり、分からんとか調査するとか、今の答弁もそうですよ。そんな言い間違えるような話じゃないじゃないですか。違いますか。ちょっと準備不足というか、詰めがなさ過ぎるんじゃないの。議会に提案するに際しては、もう少しきめ細かく準備をしていただいて、提案してもらう必要があるのかなと私は強く感じましたので、意見として、反論がなければ分科会長報告に書いておいてほしいなと思いました。

○ 荻須智之委員長

承りました。

○ 森川 慎委員

関連で確認させてください。

段ボールベツトは、この入札とは別に、二つの業者というのは、有事の際にはまた改めてどこかから調達してくれると、そういう話ですか。体制の話ですけど。

○ 伊藤危機管理室長

森川議員おっしゃるとおり、有事の際に調達できるというものでございます。

以上です。

○ 森川 慎委員

調達できる数というのは幾つかと決まっているんですか。

○ 伊藤危機管理室長

業者に確認をしますと、在庫を抱えているわけではなく、作って持ってくるということをお聞かせております。1日2000個ぐらいは持って来られるのではなかろうかというのをお聞きをしております。

以上です。

○ 荻須智之委員長

業者が被災してなければという前提ですよね。

工場が動かないと駄目ですよね。

○ 伊藤危機管理室長

そのとおりでございます。

一つは県外の業者も含まれております。持ってくるのには5日後ぐらいになるというのもお聞きをしております。

以上です。

○ 森川 慎委員

もう一回、ちょっと整理で、100個は持っていて、有事が起こったときには、業者さんは、一日2000個作れる体制を持ってみえる。それを配達するには、ひよっとすると5日間ぐらいはかかるかもしれないか、もっとかかるかもしれないとか、そういう感じですか。

○ 伊藤危機管理室長

先ほどの話、森川委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○ 荻須智之委員長

森川委員、了解されましたか。

○ 樋口博己委員

2000個というのは、工場が動いていてフル生産したら、四日市に2000個全部持ってきてくれるという協定なんですか。2000個の生産能力はあるけれども、四日市だけじゃなくて、ほかにも持っていかなあかんということではないんでしょうか。四日市に2000個の枠をもらっているということではないんでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

四日市に2000個という確約があるわけではございません。

以上です。

○ 森川 慎委員

そうすると、この100セットも、ますます根拠が不明になってくるわけで、どうしたらいいんやろうな。100個や、何万人の中の0.何%で100個が必要やという根拠だったんですけど、これは委員長、どうしたらええかな。後日でええで、その辺のフローなり、協定書の内容も含めて、資料で出してください。どういう形になっているのかと確認できるような資料を。

○ 荻須智之委員長

協定書の内容と、100個の積算根拠も……。

○ 森川 慎委員

それは聞いたので。

○ 荻須智之委員長

その数字はいいわけですね。

○ 森川 慎委員

協定書の内容も含めて、危機管理監としてどんなふうにも有事の際に想定されて、四日市市内に段ボールベッドが幾つ届いてとか、どれぐらいの想定で届く予定をしているかとか、その辺が分かるように、フローなりでまとめてほしいなと思いますが、可能でしょうか。採決には影響しません。

○ 荻須智之委員長

どんなふうにも有事に何台入手して、どう配るかというところ辺までのフローが必要だということですね。

○ 樋口博己委員

この後、3密対策の避難所のガイドラインの説明があるかと思うんですけど、この説明を聞いてから判断をしたらどうかなと思います。

○ 荻須智之委員長

そのご意見に従って、この後の案件を伺ってからということで、再度、またご質疑を受けます。

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

でしたら、取りあえず採決を留保して、先に進めさせていただくという形でよろしいですか。

○ 豊田政典委員

留保してください。

○ 荻須智之委員長

これはお諮りすべきなんですね。

これ、一旦留保して、協議会、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた避難所運営ガイドライン試行版の策定についてを先に協議会をさせていただき、その後に再度質疑、討論、採決というふうな形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

了解頂いたとして、では、順番をちょっと入替えて、協議会に入らせていただきます。よろしいですね。

では、これより新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドライン(試行版)の策定についてを議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 伊藤危機管理室長

タブレットは戻っていただきまして、001危機管理監(協議会資料)をご覧ください。

○ 荻須智之委員長

7ページものですが、よろしいでしょうか。

では、お願いします。

○ 伊藤危機管理室長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドライン（試行版）の策定についてでございます。

1枚目めくっていただきますと、策定についてがつくってございます。目的でございますけれども、梅雨時期となり、出水期を迎えたこともありまして、本市において、ガイドラインを策定しました。災害時における新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所の開設、運営が必要となっていることからつくっておりますけれども、目的としましては、各地区の防災組織において作成をしている避難所運営マニュアル、これらの対策を効果的に反映させることを目的として策定しています。

このマニュアルについては、国の通知、それから県の通知に基づいておりますけれども、参考までに列挙しておきました。

2、ガイドラインの試行版の概要でございますけれども、国及び三重県の通知に基づきまして、新型コロナウイルス感染症対策における基本的な留意事項について整理したものでございます。避難所開設時の準備するものであったり、準備事項を分かりやすく記載したものでございます。また、避難者にアンケートを取るなどして避難者へのスクリーニングといたしますか、振り分けですね。スクリーニング、それから、場所分けのゾーニング、こういったものの方法であったり、避難スペースの拡大、これから3密を回避することを分かりやすく絵として、体育館を想定してレイアウトイメージを掲載してございます。

今後の方針としましては、必要な物資の準備をしっかりやっていくことと、それから、ガイドラインに基づきまして、避難所担当職員の研修を実施してまいります。それから、各地区の防災組織に意見を求めていきながら、訓練を実施して、正規なものにつくり上げていくということで、今後、課題を検証して方法を改めていくというものでございます。

それでは、資料をもう一枚めくっていただきまして、7分の3が表紙でございます。

もう一枚めくっていただきますと、ガイドラインでございます。ガイドラインの説明をさせていただきます。

ガイドラインにつきましては、大きく目的、平時、避難所開設時、それから避難所、閉鎖時、その他と大きな項目で起こしてございます。目的につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりです。平時につきましては4点ございますけれども、1点、2点、ハザードマップとかで、最寄りの避難所の避難経路確認を先におきましょう。それから、

風水害は特になんですけれども、在宅避難であったりとか、知人、友人、親戚宅への避難を推奨しますということ、それから、非常持ち出し袋の準備であったり、マスク、消毒液、体温計の携行、この三つにつきましては、ホームページでも既に啓発の文書をご案内させていただいたところがございます。避難所の運営マニュアル、それから、避難所キットの確認というところで、避難所に必要なものを掲載してございます。先ほどお願いをしておりましたマスク、それから、フェースシールド、それと、手指消毒用アルコール、非接触式体温計というものがここに記載をしております。それから、避難所の開設時といたしまして、開設時には、ゾーンの確保、それから、施設の消毒、ゾーニングといたしまして、場所の確保でございますけれども、この三つ、それから、受付体制の確立というところで、受付のところで、手指消毒用アルコールであったり、非接触式体温計、それから、アンケートチェックシートといたしまして、最後のページになりますが、7分の7でございますけれども、アンケートチェックをするといったものでございます。避難所へ到着した場合にはスクリーニングの開始というところで振り分けてございます。避難してみえる方には、あらかじめ体温を測ってきてくださいと、風水害のときは準備ができるだろうというところで、あらかじめ体温を測ってきてもらうというのも啓発してございます。なければ、アンケートのときに非接触式の体温計で体温を測るという形になりますけれども、あそこの注意点について、先に避難者の方に説明をした後、検温するという形で、7分の5ページをご覧ください。スクリーニング、検温を実施して、37.5度以上の方と、その他の人の動線を分けて、別の部屋に入らせていただくなどの動線を分けるという形にしてございます。

それから、3点目、定期的な消毒、空気を入れ替えるというようなことも盛り込んでございます。

それから、大きな③避難者が増加してきたことといたしまして、避難者が増えてきた場合には、余分に避難所を開設していくということを想定しております。

それから、④体調不良者が発生した場合ですけれども、既に分けた小部屋のゾーニングのところに入らせていただくというような形で考えてございます。あと、避難所の閉鎖時というところで、閉鎖するときには、施設管理者や市職員と相談して、消毒を実施して閉めるというものでございます。その他のところでは、このマニュアルについての必要に応じて見直し、修正を行うというふうなことを記載してございます。

先ほど7分の7で説明しましたアンケート、次のページでございますけれども、アンケート、これを受付のときに記載をしていただくという形で確認をしていくというものでござ

ございます。

説明については以上です。

○ 荻須智之委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑ありましたら挙手にてご発言願います。

○ 豊田政典委員

先ほど議案予算審査で説明頂いた間仕切り用パーティションベッドというのは、7分の5でいうところのどこで使うんですか。

○ 伊藤危機管理室長

実はパーティションにつきましては、7分の5の絵の中でしか表してございません。7分の5の絵の左の枠の中の点線で囲ってあるところのパーティション、それから、右下の別室、小部屋等と書かれているところのパーティション、これを示しているものでございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

それで、ちょっとブースまで理解し切れていないかもしれませんが、左上というか、左下のパーティションに2人が三つ書いてあるやつ、福祉避難スペース、ここはどういう方が行くんですか。

○ 伊藤危機管理室長

ここの点線で囲まれている避難福祉スペースについては、先ほどのアンケートチェックで「はい」がつかなかった人、全て「いいえ」であった人の中で、体温も37.5度になっていない低い方でございます。この中の、例えば先ほどもご説明をしました授乳される乳幼児が見えるような方々、それから、障害をお持ちの方々といったような想定をしております。

以上です。

○ 豊田政典委員

取りあえず、分かりました。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

○ 村山繁生委員

今のこの時期に災害が起きると、やっぱり密を避けるためにももっと増やさないかんことは明らかで、避難所を今増やしますと言われましたよね。そこで、どこで、どういうふうに増やすかということも決定しているんですか。

○ 伊藤危機管理室長

避難所について増やしていくというのは、通常の指定避難所を余分に開けていくと、次々開けていくという意味でございますので、増やすというのは、避難所を新たに一つずつ開設していくというものでございます。

以上です。

○ 村山繁生委員

今まである避難所を増やしていくというのじゃなく、新たに増やすという意味ではないということですね。今回の一般質問でもたくさんの方が質問されましたけれども、学校、また体育館は従前的に避難所になっておるわけで、学校の特別教室とか、ほかの普通の教室とか、そういうことはどうするのやという質問があったと思うんですね。それらを早急にどうしていくのか、方向性を決めなきゃいかんと思うんですけど、その辺はどういうふうな方向性で今おられるんですか。

○ 伊藤危機管理室長

まず、現在、学校に関しては、体育館以外のところについては、まず多目的教室等を、このレイアウトでいきますと、右下の別室、体調不良者等をゾーニングというか、別のところにおいていただくための部屋として使わせていただくようお願いをしていきたいと

思っております。

ただ、体調不良者も症状といいますか、状況によっては、さらにもっと別の部屋にということも必要になってまいりますので、そういったときとか、また、一般のそういう症状のない方の避難者の数が増えてきた場合等におきましては、特例的に普通教室を使わせていただくようなことを申し出ていくということを想定しているところでございます。

○ 村山繁生委員

だから、それをきちっと早く、もう決めておかないかんと思うんですね。想定しておることじゃなくて、危機管理監として、そういう場合はこうしますよというふうに、きちっと教育委員会とかと連携して、ちゃんと決めておかなあかんと思うんですよ。その点はどうですか。いつまでに決めるとか、そういうのはないんですか。

○ 伊藤危機管理室長

今の時点は、例えばこれまで小学校の体育館だけを開設していたものを、中学校のほうの体育館も開設していくといったことでまずは対応して、それで対応し切れない場合には、そういった例外的な運用をしていくということを考えているところでございます。委員おっしゃられるように、校長会等にはその旨を申入れして、そういったときには協力していただけるようお願いをしまいたいと考えておるところでございます。

○ 村山繁生委員

できるだけ早く決めることは決めておいてください。

以上です。

○ 樋口博己委員

そうすると、普通教室を使う云々の話なんですけど、教育委員会とはもう既に話ができているということなんですかね。校長会でお願いしていくということなのか。教育委員会が了解しているから、もう具体的な実務として校長会でお願いしていくということでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

教育委員会の正式な了解をもらっているとはまだ言えないような状況でございます。学校施設の避難所へのガイドラインというのがございまして、その見直しをお願いしていくことになるわけでございますけれども、その第1段階目といいますか、そういう方向でお願いしますというところを申入れているところでございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、先ほど答弁された校長会でお願いをしていくというのは、一足飛びに危機管理室がそう思っているという話になるので、まずは教育委員会で了解を頂くということは、本会議でも私も申し上げたところで、教育長もそういう協議には乗るよという返事というか、うんうんとうなずいてみえたと思うんですけれども、こういうガイドラインを出すのであれば、今日までにそういうしっかりとした協議をして、そういう了解をもらえるんだという方向性ぐらいは答弁頂かんとあかんのかなと思っています。

あと、段ボールベッドがここ数回の災害時避難者のパーセントが0.028%とか何か、そういう数字を言われたと思うんですけれど、ただ、四日市は、幸いなことに命に関わる自然災害ですね。コロナじゃなくて、自然災害で命を落としているということはないので、そういう中での統計的な数字を想定するよりも、どこまで数字があるかどうか分からんですけれど、例えば伊勢湾台風のとき、49災害のとき、あれぐらいを想定して数というのははじき出さずとあかんと思うんですけれども、命に関わるような災害は起こっていない場合の避難状況では、なかなか数字としては参考の数字にならんのかなと思うんですけれど、その辺はどうなんでしょうか。

○ 服部危機管理監

ご指摘のとおりかと存じます。そもそも私どもが想定すべきところは、南海トラフの巨大地震を想定して、そこら辺につきましては、想定避難者数等も数字を出しておるところでございますので、それを根拠に、そのどこまでを備蓄していくのかということ、備蓄計画でしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○ 樋口博己委員

そうすると、備蓄はお金を使って用意するものなので、しっかりとした数字を精査してもらわなあかんと思うけど、普通教室を使う云々という話はお金のかからん話なので、そ

これは早急に、四日市市としての普通教室を使う場合のガイドライン、これをちゃんと作成せんと、これは各避難所、118か所の避難所単位でこういうレイアウトをしてくださいという話だったんだと思うんですけど、今の状態だと現場任せで、それこそ校長会にお願いするという話、そういう発言を聞くと、当然、市じゃなくて、各118か所の指定避難所ごとのそれぞれの避難所開設責任者の判断で物事を進めていくんだというふうに聞こえてしまうんですよね。やはり危機管理室と教育委員会がきちっと事前にそういう話をして、普通教室を使う場合は、どういうことを想定して、こういうことを想定して、こういう指針にのっとって利用してくださいと。それはちゃんとせんと、どのガイドラインも、これでええという話ではないと思いますし、また、さっきのパーティションだって、一つの避難所で、2個ですよね。これ、少なくとも福祉スペースに1個、体調不良者に1個で、それで終わりですよね。それでいいのかどうかと。しっかりそうしたことについて対応頂きたいなと思います。これは意見です。

○ 服部危機管理監

すみません、ちょっと数量についてだけ補足をさせていただきたいと思います。

まず、現在の備蓄の状況ですけれども、プライベートルームというパーティションの代わりになるようなテントが各備蓄倉庫に3個ずつ、これは既に用意をしております。

それと、今年度の当初予算でお認め頂いた、今回補正に上げているものと同じものが1個、これは既にお認め頂いたものでございます。今回、2個の補正をさせていただくことで、各防災倉庫に取りあえず6個という確保するというところで、今、補正予算を上げさせていただいているところでございます。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

○ 土井数馬委員

ガイドラインを見せてもらっておるんですけども、これ、いつ発表というか、周知していくんでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

地区の防災組織については、この案の原案で見直しを、自分のところ、今も避難所運営マニュアルがありますので、そこの改正をお願いしていているところです。この議会を受けまして、修正点があれば修正をしながら出していこうかなというふうに考えています。以上です。

○ 土井数馬委員

コロナという異常事態が発生しておるわけですので、参考イメージのレイアウトなんかを見ても、これ、コロナのときにちょっと練習してくれとか、なかなか難しいと思うんですよね。実際に、でもどこかで一度やらなきゃいかんのだろうと思います。118か所のところに声かけをしていただいて、できるだけ速やかにやってほしいなということをおかないと実際間に合わないと思いますし、こういったコロナの感染が広がっている状況で、実際、水が来たからといって避難所へ行ったら、余計うつるんじゃないかというような懸念も出てくるわけですので、その辺の啓蒙とかPRをもう少ししっかり事前にしていくべきだと思いますし、平時のときには、知人や友人、親戚宅への避難を推奨していると。この辺もしっかり今から植えつけていくというか、皆さんに周知してもらう必要があるんじゃないかと思います。

それから、先ほどマスクの備蓄どうのこうのでいろいろお話がありましたけど、ここに確実にマスクを持ってこいと。きちんとせえよということをおこなえば、今までもほとんどマスクをしていない人は見れないぐらいで、私なんか電車するとき、マスクをしていないでやらしくて乗れやんような感じになっていますので、そういう意味では、各自が責任を持ってやれるようなことをきちっとやってほしいと思いますけれども、そういうふうな思いがあるのか、そこだけちょっと聞かせていただきたいと思います。

○ 伊藤危機管理室長

先ほどの件でございますけれども、啓蒙の件、避難所には避難はちゅうちよなく避難してくださいというのは言いますものの、平時からハザードマップ等を見て、避難の必要がない方は特に避難は必要はないというところと、それから、垂直避難といった考え方、それから、知人、友人宅への避難、それから、もし避難をする場合にマスク、それから、消毒液、アルコール等を持って避難してくださいといった啓蒙についてはホームページ、それから、7月上旬号の広報よっかいちのほうにも、簡単ではございますけれども載せて啓

発を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○ 土井数馬委員

おおむねそういうことだと思いますけれども、ただ、今回は、コロナウイルスの感染拡大防止に向けた避難所の運営ガイドラインということですので、特に周知するのは、コロナウイルス対策はきちんと万全でこちらもしているけれども、来ていただく方も3密にならないようにとか、今言ってもらったマスクのこととか、やはり徹底して行っていただくことを要望しておきます。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

避難される方がマスクを持ってくるとか、消毒薬を持ってくるとか、体温計を持ってくるとかという啓発は結構なんですけど、全然足らなくなるとか、そういう事態のときは想定されているんですか、特にマスクなんかは。先ほどは1割の方が持ってこないだろうというような話でしたけど、9割の方は持ってきますかね。

○ 萩須智之委員長

どうでしょうか。

○ 森川 慎委員

備蓄マスクでもし足らなくなったような場合が出た場合はどうされるのか。

○ 伊藤危機管理室長

マスクが足りなくなった場合の想定でございますけれども、今、流通しているマスクも既にいっぱい出ていると思いますが、早急に手配をするような形になろうかと思えます。

それから、この辺についても物資の協定をいろいろ結んでおりますので、そこで手配が

できるかなというふうに考えております。

以上です。

○ 森川 慎委員

最初からそういう想定をして準備しておくとかはないんですかね。備蓄のさっきの数で2万3800枚はいいんですけど、南海トラフみたいなのが来たときに、消毒薬と体温計とマスクと持って逃げてくる人が果たしてどれだけおるかなと考えると、ほとんどおらんのかなと私は単純に思うんですけど、いいんですかね、随分見通しが甘いかなと思うんですけど。災害が起きたら……。

○ 萩須智之委員長

見通しが甘いのではないかという問いかけですね。

○ 森川 慎委員

災害が起きたらどこかで買うというお話ですけど、広域で地震なんかが起きたときは、どうやって買うんですか。

○ 服部危機管理監

大規模災害のときにどうするんだというご指摘でございますけれども、一般的に備蓄といますのは、自分で購入して備蓄をしておくのと、流通しているものを調達していく流通備蓄という考え方、それから、また、受援といたしまして、ほかの自治体、国、県等から支援を受けるといったような物資の調達の仕方がございます。これは日数によって、例えば流通備蓄ですと、おおむね災害発生後3日目程度から流通備蓄の確保ができるだろうと言われております。また、国や県からは、4日目からは、そういうプッシュ型の支援も来るだろうといったような想定もございます。

今年度、私ども受援計画というものの策定に取り組んでおるところでございますが、物資の調達も含めて受援計画の中でしっかりと考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 森川 慎委員

そういう一般論を聞いているんじゃないで、マスクを9割の方が持ってくると想定した数を、今回、ここで予算計上されておるわけで、これでええんかという話なんです。足らなくなった場合はどうするのやというところは、ここにはないです。消毒薬を持ってきてくれというのもどうなんかなと思うし、ましてや体温計を携行せえと、そんな人おるのかなと個人的には思うんですけど、いろいろ持ってきてくださいと呼びかけることは結構なんですけど、持ってきてくれる想定でいろいろ計画を立てていくのはまずいんじゃないかなと思うんですけど、そんなことないですか。

○ 服部危機管理監

備蓄の数量を考える上での一定の考え方ということでお示しをさせていただいているところがございます。マスク等につきましては、一般の非常持ち出し袋の中へ入れておいていただいて、避難のときには持ってきていただくという啓発にもしっかりと力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 森川 慎委員

それは分かっているんですけど、実際、足らなくなった場合、どう考えているのかという話で、堂々巡りであれですけど、いろいろ甘くないですか、考え方が。例えば避難者の到着時にもマスクの着用と小まめな手洗いをお願いしますと書いてもうていますが、手ってどこで洗うんですか。

○ 萩須智之委員長

これは質問ですね。手はどこで洗うかということですが。

○ 伊藤危機管理室長

恐らくトイレになろうかというふうに思っています。

以上です。

○ 森川 慎委員

そこにみんなが殺到したら、ゾーニングの意味もなくなるし、どうやって誘導したりとかというのは、想定されているんですか。

○ 伊藤危機管理室長

ゾーニングについては、いろんな諸課題があると思っています。今後、訓練であったりとか、実際に検証をしながら変えられるところは修正をしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○ 森川 慎委員

どうやって手を洗ってもらうんですか。何十人か、何百人避難してくるか分かりませんが、どうやって手を洗ってもらうのかということも分からんし、その下の消毒を行いますというのも書いてもらっていますが、消毒ってどうやって行うんですか。体育館にみんなが殺到している状況の中で、どういう消毒を行うんですか。

○ 伊藤危機管理室長

体育館につきましては、線を仕切って拭くような形のことを考えております。

以上です。

○ 森川 慎委員

何を、どこを、どうやって拭くんですか。いつ拭くんですか。定期的にと書いてあるんですけど、みんながレイアウトの中でこうやってみえるときに、どうやって消毒するんですか。

○ 伊藤危機管理室長

通路でありますとか、共有のところに限定になるかも分かりませんが、やれるところは拭くという形で書いてございます。

以上です。

○ 森川 慎委員

それは、どこを消毒するかと定めていないとガイドラインにはならないんじゃないですか。こういう科学的根拠があって、ここを消毒すると、コロナウイルスの感染は最小限に

抑えられますとか、そういう根拠なり、どこかの見解なりがあって、初めてここを消毒しますということも出るのかなと思うんですけど、ガイドラインに定めて、消毒しますって、もちろんしていただきたいし、せなあかんのでしょうか、いろいろ突っ込みどころがいっぱいあって、先ほどの予算の話もそうなんですけど、急いでやってもらって、いろいろ甘いのはあるんかもしれへんけれども、何かそういう本当の役立つガイドラインなんかなと見ていると思うんですけど。

○ 土井数馬委員

先ほども言いましたけれども、実際、ガイドラインを今つくってもらって、どういうふうに展開していくのかというふうに聞きましたけれども、やっぱりここでしゃべっておいてもいろんな疑問点が出てくるので、やはり一度やってもらわないと駄目ですよ。118か所かどこか分かりませんが、まずやって、問題点をあぶり出して、もう一遍、きちっとしたのをつくっていくという、そうじゃないと、ここではわあわあしゃべっておっても何も出てこないと思うもので、まずやるということを約束していただきたいと思います。

○ 伊藤危機管理室長

ご指摘ありましたように、どこかで訓練もやろうかと思っています。消毒の件でございますけれども、施設の消毒も、最初にドアノブとかスイッチとか手すりとかというところは簡単に消毒をするんですけど、この後のことについて、私どもも、これ、初めての経験でございます。まだ経験値ございませんし、専門で、私どもが危機管理室ができるかという、それもできませんので、健康福祉部であったりとか、保健所と訓練の検証も一緒にやっていこうかなというふうに思っています、専門の意見を聞きながら、今後改定できるのであれば改定しながら、修正を加えていきたいと思っています。

以上です。

○ 土井数馬委員

消毒なんかでも、どの店でもまずどこでもやっていますよ。お客さんが行ったら机を拭いたり、椅子を拭いたりとか。だから、そういうことをもう少し書いてもらえば。実際、訓練というか、これに沿ってやってもらって、そういうふうなことをやっぱり注視してもらって、また新しいことが出てくると思いますので、きちっと残していくというふうなこ

とで、完璧なものにしてほしいなというふうに思いますので、これは要望しておきます。

○ 荻須智之委員長

要望ということで。

○ 森川 慎委員

今、土井委員に賛成ですし、いろいろ試してほしいと思います。

1点だけ、ガイドラインをつくってもらって、これを見ながら運営していくのは、実際のときには誰になるわけですか。

○ 伊藤危機管理室長

避難所を開設するのは、開けに行くのは市の職員が担当しております。その後、運営していく場合は、大災害の場合ですと、地区防災組織の避難所運営委員というのが各地区にございますので、避難所運営委員が避難所を運営していくという形で、自助、共助のところで運営していくというところでございます。

以上です。

○ 森川 慎委員

それは、いわゆる自治会の人たちの役員さんのような人たちの想定ですか、運営委員さんは。

○ 伊藤危機管理室長

避難所の避難してくる方々の中で、こういった組織が出来上がっていくというものでございます。

以上です。

○ 森川 慎委員

避難してきた人の中でということは、例えば来た人が10人とかやと、おじいちゃん、おばあちゃんばかりの中から何人か運営する人をピックアップしてと、そういう話なんですか。

○ 服部危機管理監

地域防災計画は、避難者によって避難所を運営していくというような規定になってございます。これは、地区でそういう防災活動なんかを中心に活躍をしていただいている方も被災する可能性があるということでございまして、そういった書き方をしておるところでございます。また、実際には、そういったことに詳しい知識を持ちの方が中心となって、避難所運営をしていただけるのではないかと期待をしておるところでございます。

○ 森川 慎委員

そういう方がいなかったらどうするんですか。併せて、ほとんどはっきり言って素人の人ですよ、これを運営するという方々は。そういう中で、パーティションとか、レイアウトのイメージも示してもらったところで、どういう意味があるんですかね。運用なんてできないんじゃないですか、実質的に。誰か市の職員なり、危機管理室の誰かが必ず行ってこれをするとか、そういう想定の下であればある程度は対応できるかもしれませんが、誰が消毒するんですか、そうすると。誰が検温するんですか、誰がマスクを配るんですか。

○ 土井数馬委員

さっき理事者のほうから答弁があったけれども、自主防災組織というのが各地区にもあるはずですね。最近の防災訓練というか、昔でしたら、消防車が来てばつと水をまいたり、炊き出ししたりしていましたが、今は何というんですか、避難所づくりをテーマにしたり、簡易トイレを作ったりとか、そういうものにも変わってきていますよね。恐らく私の地区はもうそうなんですけれども、月に1回は会議をしていただいってもらって、まず班長をつくるとか、そういうふうな取組もやっています、実際は。地区によって違うんでしょうけれども。だから、そういう意味で、避難してきた人がどんな人が来るのか分かりませんが、常に準備をしてもらうということも伝えてもらう必要があるんじゃないかと思います。

ここに、開設時は市の職員で準備するところにも書いてありますし、実際はそんなふうにしてもらったと思いますけれども、やはりもう少し明確にしておかないと、こんな疑問が出てきて当たり前のことで、僕でも急に災害になって、体育館へ行って何せいと言ってもうせんかも分かりませんので、もう少しそこはきめ細かく自主防災隊の方々に定期的

に集まってもらくなりしていく必要があるんじゃないかと思いますけどね。

○ 森川 慎委員

自主防災組織があつたり、地域でいろいろ取り組んでもらっているのは、うちの桜地区でもそうですけど、先ほどの危機管理監のご答弁やと、ここに避難してきた人の中から運営してもらう人を募ってこれを運用してもらうんやというような答えで、もちろんそういう方々が、避難所に来てくれれば来てくれたでそうやってできていくんでしょけど。

○ 土井数馬委員

訓練で、来た人にどなたか班長をしてもらうということは徹底していますけどね。だから、経験のある人が来るとは限りませんので、ただ、集まった人の中で班長を決めてくれとか、組織づくりというのは十分に皆さんに周知して、もっと周知してもらわなですけどね。そういうふうな方向で進んでいることは僕は確かだと思いますけど、災害が起きた、さあ、集まってきた人で何とかせいと急に言っても無理だと思いますので。

○ 森川 慎委員

でもそういう答えですよ、さっきのは。

○ 土井数馬委員

だから、ちゃんとしてくれと今言っておるんですけど。

○ 森川 慎委員

そういう答えですよ、だって。自主防災組織云々と、それを組織してもらっているのは知っていますし、あるのも分かっているし、そういう人たちが何かあつたら助けには来てくれるかもしれないですけども、先ほどの危機管理監の説明やと、ここに逃げてきた人の中で運営に当たっていくという話でしたでしょう。確認だけさせてください。

○ 服部危機管理監

現在、各地区の自主防災組織を中心に避難所運営訓練等を実施していただいておりますが、その訓練の中で、こういうことを手伝っていただけませんかというようなことを避難

者に呼びかけて、運営にも携わっていってもらおうというような訓練を取り込んでいただいている地区も既にございます。

ですから、各自主防災組織の皆さんも、自分たちが被災せずに避難所運営に回れば、もちろんそういう思いを持って取り組んでいただいているところではございますが、万が一自分たちが被災した場合に、避難所へ向かえない場合には、避難してきた方に避難してもらえるように、それぞれの避難所においてマニュアルづくりであったり、また、必要な物資の整備であったりを、今の自主防災組織の役員さんが、自分たち以外でもできるように取組を進めていただいているところでございます。

○ 森川 慎委員

それは理想かもしれませんが、実質的に避難されてきた人に誰が呼びかけるのかとか、その訓練に地区の人全員が出ているわけでもないし、周知がされているわけでもないし、そういう責任感を持っている人が全てでもないですから、そういう中でどうやって、こういうガイドラインに定めてもらうのはいいんですけど、どうやって運用していくかというのは、この答弁なり質疑の中で余計分からんようになってきて。

○ 服部危機管理監

説明が悪くて申し訳ございません。

各指定避難所には、避難所担当職員が2名おりますので、最初の呼びかけは、指定避難所の担当職員がしなければならない場合もあるという想定はしてございます。

また、場合によっては、施設管理者にも協力を求めていくといったことで、まずは避難所の立ち上げを行い、必要な運営委員の人選も含めて、その辺りまでは行政側で準備をしていく必要が場合によってはあるというふうなことも想定をしておるところでございます。

○ 森川 慎委員

いろいろ運用の方法もそうですし、全く分からん人ばかりになる可能性もあるわけで、やはりそういう意味では、もう少し細かくなり具体的にこうしましょうというふうにガイドラインとしては定められるべきかなと私は思いました。

以上です。

○ 萩須智之委員長

一回休憩を入れさせていただきますでしょうか。

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

休憩は取ってほしいんですが、その後、採決に行くと思います。段ボールベッドの協定の話が出ましたので、資料が出せるなら出してほしいし、出せなければ要点だけでも説明できるように休憩して、準備頂きたいなと思います。

○ 萩須智之委員長

協定は文書がありますから、資料は出していただけますね。すぐそろうようでしたら、休憩中に準備をお願いして、休憩に入らせて……。

○ 笹岡秀太郎委員

この後、この件について質問がある人を取っておいてからにしたら。

○ 萩須智之委員長

そうですね。どれぐらいありますか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

そうでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

アンケートを取られますよね。アンケートを取った情報管理はどなたがやられるんですか。

○ 伊藤危機管理室長

避難所の運営については、受付係という担当が多分いると思います。市の職員も含めて

になると思いますけれども、普通のコロナに限らずですけれども、避難者のリスト、名簿を作成しますので、そこと一緒になって受付をして管理をするというふうに想定しています。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

一応アンケートやから、記入した人にある程度の情報を出さなと思うんですけど、結果として、もし感染してまっせみたいな情報が書かれた場合、抑えるんですか、それとも公表するんですか、避難所の中で。

○ 伊藤危機管理室長

今のこのガイドラインの中では、避難所から感染者が出ることはまだ想定はしておりません。体調不良の者がいた場合のことしか想定をしておりませんので、そこは少し課題かなと思っています。

○ 笹岡秀太郎委員

そうしたら、体調不良の方が例えば出た場合、それは避難されている皆さんに公表されますか。

○ 伊藤危機管理室長

ガイドラインの中にも書かせてもらっていますが、プライバシーに配慮してという形で、小部屋に移っていただくということを想定しておりますので、公表という形は取らないというふうに想定しています。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

理解しましたけど、アンケートを取る以上、避難された方の心配が出てくるわけやから、その辺をどうするかぐらいはちょっと、公表せんと言うたけど、ほな、もうこんな書かんでもええんと違うのみたいになってくるのでという意見だけです。

○ 樋口博己委員

森川委員がいろいろ質疑された避難所の開設、初期段階の話なんですけど、確かに想定としては自主防の方がお見えになって、その方を中心にやられるんだらうなと思っています。ただ、危機管理室としては、その方がやれるという答弁をされると、その人に責任が発生するので、俺たちは必ず行かなあかんのかという話になると思うんです。だから、恐らく多分集まった方がやられるという答弁をされているとは思いますが、それであるならば、避難所開設時に鍵は開けに行く職員が2人おりますやんか。その職員が、必ず鍵を開けて、開設時にアドバイザーとして、集まった方で避難所運営できるような最初のアプローチだけをするということ、そこまでを責任をしっかりと明確に位置づけておけば、その後は集まった方でできるという話になると思うんですけど、そういう考えはどうなんでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

先ほど樋口委員が言われました職員のアプローチの件、これは実は職員にももう一度研修をしていきますので、開設職員にガイドラインの概要であったり、趣旨であったり、アプローチの仕方についても周知をしていこうかなというふうに考えております。

以上です。

○ 樋口博己委員

ぜひともここまでは市の職員が責任を持ってやりますよということを明確にさせていただいて、そして、集まった方にも安心頂けるような、そういうシステムをしっかりと研修を徹底頂きたいなと思います。

以上です。

○ 森川 慎委員

これ、今、試行版ですけど、今後どうやって正版になって、いつ、どうなるかというのをもう一回きっちり確認させてください。

○ 萩須智之委員長

試行版から、どういうふうにレファレンスしますか。

○ 伊藤危機管理室長

先ほどからの土井委員のご提案にありました訓練、これ、実は7月にも既にしようかなというふうに考えております。7月の訓練を経て、それから、問題点を洗い出して、7月末ぐらいに改正できたらなというふうに思っているところです。ちょっと流動的でどうなるか分かりませんが、早急に7月ぐらいにはしたいなというふうに思っています。

以上です。

○ 森川 慎委員

試行版で、もう策定はされた状態なんですか。よう分からんですけど。

○ 伊藤危機管理室長

試行版という形では策定された形になっております。これ、実は、地区の防災組織のマニュアルに反映するのを目的にしておりますので、地区の防災組織の方々の意見も聞きながら、試行版を今度もう少し深く確定版というんですか、にしていこうかなと思っております。

以上です。

○ 森川 慎委員

そうすると、今、もし災害が起きて、避難所に避難するというような事態が発生した場合は、これに準拠して運営されていくと考えているんですか。

○ 伊藤危機管理室長

森川委員おっしゃられるとおり、今の段階の試行版で動く形になっております。

以上です。

○ 萩須智之委員長

よろしいでしょうか。

そうしたら、休憩とさせていただきます、この時計で31分に、15分必要ですか。

資料は15分でできますでしょうか。よろしいですね。じゃ、15分というお声ですので、

午後 2 時36分に再開させていただきます。

14 : 21 休憩

14 : 35 再開

○ 荻須智之委員長

それでは、おそろいになりましたので、協議会を再開させていただきます。

資料説明をお願いします。

○ 伊藤危機管理室長

災害における物資の供給に関する協定書、二つご用意をさせていただきました。二つありますけれども、2社ともに内容的にはほぼ同じでございますが、2条で物資の範囲というところで、段ボール製簡易ベッドと書いてある社もあれば、段ボール製品という2通りのものがございますけれども、段ボール製簡易ベッドのところは間違いなくベッドのものが来るというふうに聞いています。それから、段ボール製品と書かれているものにつきましては、パーティション代わりになる約1㎡の段ボールそのまま板になるものというのをお聞きしています。

以上です。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

それでは、質疑に戻らせていただきますが、いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

委員長、これは分科会でいいんですか。協議会と言われましたけど。

○ 荻須智之委員長

協議会をまだ閉じていないので、まず、協議会としてご意見を頂きます。

いいですか。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

それ以外にはもうないということによろしいですか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

じゃ、協議会を閉じさせていただきます。

○ 樋口博己委員

この協定書のことによろしいですか。

○ 荻須智之委員長

議案のほうです。

○ 樋口博己委員

議案のほうですね。分かりました。議案になってから。

○ 荻須智之委員長

議案に戻ってということで、これが資料で、それについては、協議会としては質疑に戻らせていただきます。

○ 豊田政典委員

分科会の審査ということで、資料を頂きまして、ありがとうございます。

これ、ざっと読んで、先ほど協議会前の答弁で、2000セットであるとか、運搬に5日であるとかというのは、ここでは読み取れないんですけども、そのことのさらに詳しい説明と、それから、この協定が結ばれていることと、今回の補正予算案で100セット購入するというものの関係性、整合性をより詳しく説明頂けませんでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

先ほどの件でございますけれども、2000個というのは、段ボールベッドの業者に協定の内容について電話で確認をさせてもらったものでございます。流通している備蓄ということで、備蓄をしているものではないと。発災した後に流通備蓄として2000個は届けられるだろうというお話だったものでございます。

この100個との因果関係というのは特にございませんけれども、100個については、先ほど危機管理監から説明をさせてもらった約2万幾つ掛ける0.05というところで、100個という数字を出させていただいたところでございます。

以上です。

○ 萩須智之委員長

豊田委員、よろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

もう一度、2000個の意味がよく分からないんですけど、災害時に要請したら2000個を四日市市に、この2業者で供給することができるという確認が取れているということですか。

○ 伊藤危機管理室長

四日市に2000個というわけでは確認が取れておりません。2000個は配布できるだろうというふうにお聞きしているだけで、同時多発があった場合の話とか、想定はできておりませんので、2000個という数だけ聞いているものでございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

2000個の意味をもう一回言ってください。

○ 伊藤危機管理室長

2000個は、メーカーが作る数というふうにお聞きをしていますので、2000個作って持つてくるというふうには理解をしています。

以上です。

○ 荻須智之委員長

その2000個は、四日市につくというふうに解釈させてもらってもいいんですか。そうじゃなくてということですね。

○ 伊藤危機管理室長

会社にはお聞きをしたところ、名古屋の会社ですと2市と協定を結んでおりますので、四日市だけという意味で言ったのではないと思っていますので、四日市に全て来るというものではないかも分かりません。

以上です。

○ 荻須智之委員長

ちなみにすみません。もう一つの市は近所ですか、遠いところですか。

○ 伊藤危機管理室長

もう一つの市は、愛知県内になります。

○ 豊田政典委員

2業者と協定を結んだけど、四日市に一日どのぐらい、一日と言われましたよね、協議会前。何セット供給できるかは確認できていない。全く分からない。大体分かる。どうなんでしょう。

○ 伊藤危機管理室長

最大で2000個ということでございますので。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

それから、要請から四日市に届くまでに5日と言われましたよね。これはどういうことなんでしょう。

○ 伊藤危機管理室長

これも業者に確認をしたところ、5日後に発送できるというふうにお聞きをしているところでは。

以上です。

○ 豊田政典委員

そうすると、元の議案に戻りますと、計算上、四日市市へ100セット、今回予算計上されている。これが必要十分の数であるという説明だと解釈しますが、購入しておくんですよ。この協定は何のためにあるんですか。

○ 伊藤危機管理室長

避難が長期に及んだときのためでございまして、長期のときは、この協定による備蓄とございますか、物資が到着するだろうというふうに思っています。

以上です。

○ 豊田政典委員

ちょっと考えます。ありがとうございます。

○ 萩須智之委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

これは、協定書3条で、協力要請及び手続を読みますと、1は、最後に要請することができる。3は、最後の2行目を読むと、困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給について通知することとなっているので、協定を結んでいるので、段ボール製品ができれば優先的には協定を結んでいるところとは、多分、四日市だけと違うと思いますので、協定を結んでいるところには優先的には供給されるんですけど、この会社が再開して、いつ、どれだけ届くのかというのは、この会社が再開せんかも分かりませんしね。というふうに取り出れるんですけど、そういう協定の内容というこ

とでいいんでしょうか、確認ですけど。

○ 伊藤危機管理室長

協定書に書かれている内容そのものですので、そのとおりで間違いないと思います。
以上です。

○ 萩須智之委員長

樋口委員、よろしいですか。

○ 樋口博己委員

内容は確認しました。

○ 森川 慎委員

名古屋の会社は2自治体と契約をされているということで、協定書を結ばれているというお話でしたけど、もう一個の四日市のほうは、本市だけなんですかね、協定を結んでいるのは。

○ 伊藤危機管理室長

四日市の業者については、四日市だけというふうに伺っています。
以上です。

○ 森川 慎委員

その2社とも、今後、ほかの自治体と協定を結ぶということはあるんですか。

○ 伊藤危機管理室長

今のところは具体的に聞いてはおりませんが、可能性はあるのかなと思っています。

それから、一つ加えておきますと、もう1社、今、協定を結ぶために話を進めているところでございます。

以上です。

○ 森川 慎委員

その3社目は、地域的にはどちらの会社ですか。

○ 伊藤危機管理室長

市内というふうには伺っています。

以上です。

○ 森川 慎委員

四日市市内とか、近いところで協定を結びたくなるのは分かるんですけど、地震とかだと、そこで同じ災害が起きるわけで、そういう場合のリスクとかは想定してみえるんですかね。

○ 伊藤危機管理室長

これは、事業所から申出がありましたので、想定もしている中でも備蓄を持っているところで協定を結ぼうかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○ 森川 慎委員

備蓄は、在庫は持っていないと言っていませんでした、さっきまでの答弁やと。

○ 伊藤危機管理室長

今、協定を結ぼうかなと思っているところは、持っているようなことも少し伺っています。

以上です。

○ 森川 慎委員

それも買い取ってしまったらどうなんですか。その在庫を。

ちょっと議案とはずれていくけど。

○ 伊藤危機管理室長

買取りというご意見も頂きましたけれども、今のところ本当に申し訳ないですけれども、置く場所がないというのが実情でございます。今、北部の拠点倉庫に余裕がある分を見込んでのことでございます。

以上です。

○ 森川 慎委員

それはそれやけど、そうすると、協定を結んでいただく予定の会社に在庫をずっと抱えておいてくれよというふうに市として要請しておるわけで、それはその会社の負担にならないんですか。どういう仕組みなんか、よく分かりませんが。在庫を抱えておいてくださいという協定を結ぶんですか。ちょっとずれますね、あれやったらやめますけど。

○ 荻須智之委員長

内容についてということ。

○ 森川 慎委員

言いたいのは、トータルで、どういう危機にどうやって対応していこうかという方向性なりとか、見えないんですよ。さっき一番初めに言ったけれども、名古屋の会社と四日市の会社と協定を結んでもらっておって、また新たに四日市市内の会社と結ばれるというお話で、リスクをもうちょっと分散する必要があるんじゃないかなとか考えていくと、いろいろ想定不足というか、想像力不足というか、そういうのが、いろんな物資の数にしてもそうですけど、甘いなと思って私は聞いています。

○ 荻須智之委員長

ご意見としては、名古屋、四日市市内では、南海トラフで同時に被災するのではないかという前提で、もっと遠いところも選択肢に入れようということでしょうか。

○ 森川 慎委員

そこまで検討していないような答弁ですので、考えた上で、四日市でも名古屋でもこうやって対応できるんだとか、これだけはちゃんと確保できるんだということがあったら

協定書であれば、何も反対したりとか、こうやって問いただす必要もないんですけど、どうもそういうことの形跡が見られないもので、何かあったとき、全然役に立たんのかなというふうに、役に立たないということもあり得るんじゃないかなと、私は今思います。もういいですけど、聞いていてそんなことを思いました。

○ 豊田政典委員

私は、今回の補正の購入予算の考え方については答弁頂いたので、ある程度の理解はできました。というのは、私が言い換えれば、災害時に協定を結んでいてもどうなるか分からへんし、だから、あらかじめ協定されるのか分からない。だから、あらかじめ必要十分な100セットについては購入して、自前で持っておきたいと。それで不足な部分、時間的経過とか、いろんな事情で不足な部分については協定先があるので、要請をかけて、可能な限り不足分を供給してもらおう、そういう協定も保険として持っておきたいと。二重になっているわけですね、二重構造。そこまではそうですね。ここまでは理解できた。

森川委員の室長答弁で、最後、購入したら、買っておいたらどうだと言ったときに、保管場所がないから買えないと言いましたよね。そこがよく分からないですけど、この予算は、予算成立後、速やかに購入するんですよね。保管場所がなかったらどうするの。保管場所から100個を計算しているようなふうにも聞こえたんですけど、その答弁がちょっとよく分からなかったんですけど。

○ 萩須智之委員長

100個は北部分署に入るわけですね。

○ 豊田政典委員

答えてよ、委員長じゃなくて。

○ 伊藤危機管理室長

先ほどからの段ボールベッド100個については、北部分署にまだ余裕がありますので、購入できるというものでございます。それ以上のものも、実は今年もいろいろ物を買ってまいりますので、備蓄倉庫のキャパシティを考えると、今以上に段ボールベッドを買っていくというのは、今のところ少し難しいかなというふうに考えています。

以上です。

○ 豊田政典委員

そういうことな。

必要十分な100セットについては保管場所があるので、速やかに保管しておきたいと、そういうことだったと思います。それはそれで理解しましたが、もう一個だけ、協議会前から、どこかでぼろっと言われたんですけど、段ボールベッドは分かりました。協定。ほかの体温計、マスク、消毒剤、フェースシールド、これも同じように協定を結んでいるところがあるんですか。災害時の供給協定。あるやつもあるんですか。

○ 伊藤危機管理室長

救援の物資につきましては、協定を結んでいる事業所がございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

今回の消耗品費に上がっている段ボールベッド以外の4品目、全て協定を結んでいるの。

○ 伊藤危機管理室長

非接触式体温計はちょっとはっきり分かりませんが、マスク等についてはあるというふうに認識しています。

以上です。

○ 豊田政典委員

考え方としては、私なりに整理したことで説明はつくと思うんですけど、足りなかった場合、購入分で足りない分を協定を結んでおいて保管していくと。そういうことを最初から説明してほしいですね。我々もそんな質疑をせんでもええように資料をつくってもらって説明してもらわないと、パーティションテントだって、118か所に2個と言ったけど、実は2個買ったら7個になるとか、何とか言っていましたやんか。そういうのを、6個か。だから、この際、ちょっと外れながら言いますが、質疑でも言ったけど、議会に対する説明があまりにも足りないよ。今どういう状況で、どういうことに困っていて、だから、

この補正予算なんだという、だから、そういうのを全部統括しているのは危機管理監ですよ。何も情報ないですよ、俺たち。ぽっとこんな予算を出されて、その内容でさえ細かく聞かないと分からないような出し方。これ、危機管理監の金じゃないし、森市長の金じゃないんだよ。市民の金をどういうふうにするかと、市民代表が判断するのに、あまりにも状況説明も足りない、予算の中身も聞かないと説明が分からない。そんなの駄目ですよ。それは改めていただきたいし、この際、言っておきますが、議会に対して、より細かい状況説明を全般的にしっかりとやっていただき、予算説明はもちろんのこと、このことを要請して質疑は終わるんですが、一言だけ頂けばありがたいなど。

○ 服部危機管理監

資料及び説明に不足がございましたこととお詫び申し上げます。今後をご指摘頂きましたように、十分に説明できるような資料の作成及び説明に努めていきたいというふうに考えております。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

ほかに。

○ 森川 慎委員

ほかの物品の協定書の内容についても説明してください。

○ 萩須智之委員長

これは資料……。

○ 服部危機管理監

資料提供も可能でございますが、一般大手販売事業者とか、例えばホームセンターとか、そういったところと、先ほど同様の資機材の優先調達といったような協定内容を結んでおるといってございます。

○ 森川 慎委員

それぞれの物品ごとに協定を結ばれているんですか。

それと、優先調達はそうなんですけど、幾つ買うとか、どんな形になっているのかとか、こういう資料が別に欲しいわけではないんですけど、その中身を今分かる範囲で結構なので、説明だけしてください。

○ 服部危機管理監

大手販売事業者、また、ホームセンター等につきましては、特に物品を指定して協定をしておるものではなく、その店舗において取扱いをしている商品について優先的に供給をしてもらおうといったものでございます。内容につきましては、災害時における応急生活物資等の調達に関するというような項目になっているところでございます。

○ 森川 慎委員

そうすると、さっきの室長の答えもまたちょっと事実と異なるんじゃないですか。非接触式体温計は、そのお店が扱っておるのあれば、それも調達できるということですか。

○ 伊藤危機管理室長

非接触式体温計がその店にあるかどうかは確認をしていませんので、非接触式体温計は、物資の調達が難しいかも分からないという趣旨でご説明をさせていただきました。

以上です。

○ 森川 慎委員

フェースシールドなんてありますか、一般的に。何が調達できるんですか。ある物って一体何なんですか。

○ 伊藤危機管理室長

私のほうの説明が至らぬところがあったと思います。

フェースシールドについても店頭では販売されていないものについては調達が難しいかも分かりません。失礼しました。一般的にスーパー、それから、ホームセンターとかで店頭に置いてあるものが調達できるものだというふうに認識をしております。

以上です。

○ 森川 慎委員

マスクだって、幾ら調達できるかは分からないですよ。マスクは取り扱っているだろうけど、何枚、災害時に調達できるとか、何日ぐらいで手に入るとか、その辺はどうなんですか。聞けば聞くほどよく分からなくなってくるんですけど、その辺も分からん。その辺、ちゃんとはっきりしてもらわんと、この上程分の数だって、適切なんかどうかの判断のしようがないじゃないですか。置場所云々だとか、いろいろ後から出てきて、マスクも9割の人が持ってきてくれるはずという想定だとか、何が正しい数値なのかということをお納得させてください、我々を。

○ 服部危機管理監

何が正しいとはなかなか表現しにくいところではございますが、まず、災害対応の基本的な考えとしましては、まず、今そこにあるものでベストを尽くすというのが災害対応、急対応の基本的な考えだと思います。

先ほどから段ボールベッドを話題にさせていただいておりますが、段ボールベッドの100個で、これで事足りるとは考えてはございません。まず、この段ボールベッドを、どういふふうな場合に使うかという想定でございますが、風水害等の短期的な避難の場合には、段ボールベッドを使うという想定はしてございません。大規模地震等、避難が長期にわたる場合、そういった場合に、冒頭申し上げましたけれども、当初は、要配慮者の方のみに使っていただく想定でしたが、今は感染症対策とか、避難所の生活環境の向上といった点から、最終的には避難者全ての方にお使い頂く想定ではございますが、それまでに調達が及ばない場合には、避難所において優先順位をつけていただいて、まず、あるものを優先順位の高い方に使っていただき、足りない分を、先ほどの協定でありますとか、流通備蓄、もしくは他の自治体からの物資の送付といったことで賄いまして、来た分、増えた分から優先順位の高い方に使っていただき、最終的には、全員に行き渡るように手配をしていくというのが我々の仕事であるというふうに考えておるところでございます。

○ 森川 慎委員

その優先順位というのは、どこかに出ているんですかね。ガイドラインとかに。

○ 服部危機管理監

ガイドラインの中には書いていなかったと思いますが、要配慮者、一般的にいろんな配慮を必要な方、障害をお持ちの方、乳幼児をお持ちの方、場合によっては、外国の方みたいなことも書いてあるところもございますが、一般の方に比べて床での寝起きが難しい方といったような方で、ケース・バイ・ケースになってこようかと思っております。実は、それを避難所運営委員で決めていただくというのは非常に難しいだろうと思っておりますが、それぞれの避難所において、どういった方が避難してみえるのかという状況を把握した上で、そこは市職員も中心となりながら決めていかなければならないのかなというふうにご考えておるところでございます。

○ 森川 慎委員

マスクの数なんかもどう考えたらいいんですか、そう言われるのであれば。優先的に配っていくとか、それは決まっているんですか。

○ 服部危機管理監

マスクにつきましては、避難所において全員が着用していただくという想定をしております。これは数日分、7日分を想定しておるんですが、それで不足があるようでしたら、すぐさま流通備蓄に手をつけに行ったりとかいうような形で調達はしたいというふうに思っております。1割というものの中には、避難所運営をしていただいているスタッフの方も含めてという想定をしておりますので、スタッフの方には、備蓄の分で使っていただく、また、急いで来て、マスクを持ってくるのを忘れたといった方にもつけていただく、全員がマスクを装着するという想定での数量ということでございます。もちろん、これも仮定の数字が多く入ってございますので、実際に不足が生じる場合もあろうかと思っております。そういった場合には、避難所内で予備をお持ちの方にお分け頂くとか、そういった運用も必要になってくるかもしれません。ただ、なるべく協定なり、流通備蓄、もしくは市内の販売事業者の方をお願いをして調達をしていくということをご考えておるところでございます。

○ 森川 慎委員

最後にしますけど、協定でどれぐらい調達できるとか、それも予測は立っていないんで

すか、今現状。マスクにしても消毒剤にても。

○ 服部危機管理監

協定書をご覧頂きまして、その中に数量を含めておるものでございませし、状況によって事業者も供給できる量というのが変わってくるというふうに考えておりますので、その業者において、可能な範囲で調達をしていただくというのが、この協定書の考え方でございます。

○ 萩須智之委員長

森川委員、よろしいですか。

ほか。

○ 笹岡秀太郎委員

おっしゃることはよく分かるのやけど、100個というのが、118か所あるのやで、公平性から言ったら、何で118個にせんだん。18個ぐらい余分に置けるやろう。ほんで、要するに融通しながら使い合うというのは、それは基本的に当たり前のことなんやで、その辺はやっぱり税の公平性からいって、118か所にはならず、買うんなら1枚ずつ当たるぐらいの、ただし流用させてと、それなら市民は納得するのと違うのかなと思うんやけど、何で100個なんやろうと、もうあと18個増やしなよ。というのは意見。

先ほど、よろしい。

○ 萩須智之委員長

どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

続けさせてもらいます。

避難所のガイドラインの試行版という話やったけど、ここには避難所に常備するものとか、開設時に市の職員が用意するという中に、例えば体温計とか消毒剤とかフェースシールドが入ってくるのやろうと思うんやけど、そのガイドラインには、使い捨て手袋が記入されているけど、予算には全然出てこんのやけど。これはもう買わんでもええとい

う判断ですか。ということなんやけど。

○ 伊藤危機管理室長

今の危機管理室の既決予算の中で買っていけるものは買っていこうかなと思っています。
以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

じゃ、ほかに既決予算で調達するものは、ほかにもたくさんあるという理解でよろしい
ですか。これ以外に。

○ 伊藤危機管理室長

それ以外にも危機管理室の既決予算で買えるものは買っていこうかなと考えています。
以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

せっかくやで、予算を上げて、この関連経費で賄っておけばええのに。ガイドラインに
も書いてあるのやでさという意見だけです。もう結構です。

○ 萩須智之委員長

ご意見です。

あと、いかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

ご意見もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

○ 樋口博己委員

この議論の最初のところからでも、笹岡委員から、協定を結んでいるところに備蓄をお

願いましたらどうだというご意見もありました。新たに三つ目の事業者と協定を結ぶ中で備蓄をお願いするという話もありましたので、どういう扱いにするかは別として、最低でも笹岡委員からあったように、100個じゃなくて118個にしておいて、それ以上のところは、どうも行政側で備蓄できるスペースに合わせて、この数をはじき出しているとはしか聞こえないんですよね。だから、やっぱり必要なものをある程度精査して、その上で協定を結ぶ事業者に対して、きちっとお金も管理の費用もきちっと行政が支払って、そこで備蓄してもらうという考え方をぜひとも持ってもらいたいなと思います。この段ボールベッド、パーティションを含めて。そういう考え方をぜひとも持っていただきたいという意見ですけども、予算に反対なのかというと、なかなか難しいところですけど、ちょっと皆様のご意見で取扱いをご相談頂きたいなと思います。

○ 萩須智之委員長

反対はされていないということによろしいでしょうか。扱いが変わりますので。ちょっとそれは保留して、森川委員、どうぞ。

○ 森川 慎委員

段ボールベッドの話は、ふだんは使わないという答弁だったので、多分118個じゃないのかなと思うんですけど。ちょっと運用の仕方は、長期になったときに使うのが100個必要なんだという答えやったとずっと思っているんですけど、ちょっとここだけ整理なり。

○ 萩須智之委員長

その点、ご答弁頂けますか。100個と118個、118か所あるから118個要するというふうにも解釈できたんですが、そうではなくて、置くスペースが100個分やから100個ということでしたか。そこら辺、ちょっとはつきりもう一回していただいたほうがええかなと思いますけど。

○ 服部危機管理監

各避難所、防災倉庫に分散備蓄をするものについては118個という考え方をしております。それ以外のものについては、特に118の倍数にこだわらず、一定の根拠を持って備蓄をしたいというふうにご考えておるところでございます。

段ボールベッドにつきましては、集中備蓄という考え方をしております、必要なときに必要なところへ送付するという考え方に基づいて、当面の数として100個という数を現在は計上させていただいているところでございます。

○ 豊田政典委員

何か質疑に戻っちゃうような感じで申し訳ないです。

100個が最初、計算上で必要十分な数だと言ったにもかかわらず、先ほどの笹岡委員に対する答弁では、それで足りるとは思っていないとか、長期になったとき、それで十分だと思っていないとか、どんどん言うことが変わってきているんですよ。だから、そこは、この審査の不可思議なところで、もう何が何やら分からない。協定の内容もよく分からない。どれだけ供給されるのか、内容物もよく分からない。全体像が分からへんし、答弁がころころ変わってくるもので、判断し難いところがあるな、これは。

最初は言ったやない、十分じゃないけど、0.何ちゃら何ちゃらとか、計算式上これで、適正な数だから、100個買うという説明だったじゃないですか。

だから、樋口博己委員の話もそうなんですけど、118個にすべきという議論も含めて、迷うところですね、これ。もう一回、はっきりと答えが欲しいし、数の根拠であったり、協定書の中身であったり、使途であったり、それから、最後に出てきた既決予算で何を準備するのかとか、あまりにも全体像が不明な点があるし、全体計画ができていないようにしか思えないんですよ。何に備えて、どこまで、どう準備したいのか。それを協定でどこまで補完できるのか。そんなことを考えると、一つの考え方ですけど、全体会までに資料整理してもらって、全体会で決着をつけていくというのも一つの考え方かなと思いがらしゃべっております。

○ 萩須智之委員長

それでは、全体会に送るかどうかは、採決の後でまた諮りますので、そこで必要と思われれば全体会送りに提案していただくと。ここでは、理事者側のご説明が最初と違うというご意見もありましたけれども、一応積算根拠があって、スペース的にこれだけしか置けないという理由がそれなりにはあります。

ただ、豊田委員が言われたように、協定の内容で、実際どれだけ入手できるかは分かりません。というところだけ、これをどう処理するかだけ、危機管理監か室長にお答えを頂

きたいんですが、そこがはっきりしていないと、予算としての裏づけが取れないようにも思うんですが、どうなんでしょうか。これだけちょっと確認させていただきたいんですが。数は把握せずにこのまま行くんだということでしょうか。

○ 服部危機管理監

災害時にどれだけ必要になるかという見込みについては、今ある数字としましては、南海トラフを想定とした1週間後の避難者数3万4000人という数字が公式にはある数字、唯一の数字でございます。唯一といいますか、1日目と1週間後、またその後ということで、一番多い数字が3万4000人ということでございますが、いろんな備蓄等の考え方につきましては、これを基本にしながら、そのうちのどこまでを備蓄をしていくかという考え方に基づいて、備蓄の計画を立てて進めておるところでございます。

また、これにつきましても、基本的に備蓄というものは、年次計画を立ててしていくというような考え方を取っておるものでございます。これまでも推進計画でそれらを示したところございまして、今回の予算につきましても、例えばパーティションメントなどにつきましては、推進計画で上げていたものを前倒しして、取りあえず今現在、各避難所に3個のプライベートルームはしている備蓄を倍増していくという考え方に基づいて、6個まで増やしていくという考え方をしておるところでございます。

段ボールベッドにつきましては、これまでは、推進計画においては、パーティションルームが年次計画で備蓄し終わった後の令和5年度から備蓄を始めていくということで、段ボールベッドではなくて、簡易ベッドでそれを対応していくという考え方をしておったところでございますが、昨今の感染症対策のことから、今回、段ボールベッドを購入する予算を上げさせていただいたところですが、100個という数字の根拠につきましては、先ほど考え方を示させていただいたとおり、各倉庫に1個ということではなくて、一定の数量を取りあえず持つということで、100個とさせていただいたところです。積算根拠は、要配慮者2万人掛ける0.05%という考え方に取りあえずはしたというところでございますが、これが必要十分な量であるとは、何回も申し上げておりますが、考えておるところではございません。災害の状況によって変わってきますし、また、避難所の生活環境の向上という点からは、避難者全ての方にそれを利用頂ける環境をつくっていくことが今求められておりますので、それらにつきましては、まずは、この100個を必要な方に優先利用していただいた上で、その後に応援等で増やしていただける部分について、使っていただける方

を順次増やしていく、最終的に、全員の方に利用頂く、そういった考え方をしておるところでございます。

ですから、100個は必要十分ではなく、取りあえず運用していく上で、まずは100個。100個も、本来、市として備蓄する量が100個で足りるかどうかについては、まだ現在、考え方として整理ができていないものではございません。今後の整備によりましては、これが500個になったり1000個になったりというような備蓄計画になってくることも十分想定はできておるところでございますので、今後の検討課題ということで、一定どの割合まで備蓄をしていくのかということにつきましては、今後、見直しを予定しておる物資備蓄計画の中で検討していきたいと考えておるところでございます。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ということですから、これが必要十分で、最終の数字というわけではないということですね。その前提に立って予算化されているということ。

○ 森川 慎委員

3万4000人避難してくるというお話で、118で割ると大体1か所288人とか出てくるんですけど、こういう人に対して、この数で備蓄をしていくつもりだということでもいいんですかね。数のお話ですけど。どういう想定なんですか。

○ 服部危機管理監

それぞれ備蓄するものの種類によって想定は変わってくるわけですが、例えば食料、非常食等につきましては、3万4000人掛ける2.5日分やったかな、2.5日分掛ける3食、8食ぐらいの数やったと思うんですけど、そういった計算式に基づいて、備蓄の目標を定めておるところでございます。

○ 森川 慎委員

そうすると、マスクとか消毒剤とか、この辺というのは、それと同じ考え方で進めていくということなんですか、今後。

○ 服部危機管理監

マスクにつきましては、今回、3万4000人掛ける0.1掛ける7日分ということで数量をはじいておりますし、消毒液につきましては、人数によって変わりますけれども、取りあえずは避難所1か所について幾つかを確保していく。絶対必要なものですので、量ではなく、まずは何本、今回は1避難所について2本まずは用意するというような考え方をしているところでございます。

○ 森川 慎委員

今後、また備蓄を重ねていくということなので、その数に向けては計画をしていくということの、まず取りかかりやということで理解してもいいですか、今回の上程分は。

○ 服部危機管理監

ご指摘のとおりというふうに考えております。

危機管理監として、市として必要な備蓄の量というのを今後しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

既決予算で買われるコロナ関連のものについては、やっぱり議会にきちんと報告すべきだと思うんです。既決予算を使ったから、これはそのまま流れていくんじゃないかと、関連経費として、既決予算でこれだけを使ったんだとか、あるいは使うんだという報告は、総務常任委員会に届けやんとまずいんじゃないかなという気がしますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○ 萩須智之委員長

これについて、いかがでしょうか。

ご答弁は。

○ 服部危機管理監

申し訳ございませんでした。メジャーや養生テープなどを想定しておるところでございますが、比較的単価が安価なものでございますので、既決予算でというようなことで考えておったところでございますが、用意したものにつきましては、また何らかの形で報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

今回、緊急的に補正予算で購入したい物件を上げたというふうに理解しますし、先ほど危機管理監の言葉の中で、今後、物資備蓄計画を立てていくと、詳細な。そのことをもって、それを信頼して私は賛成していこうかと思いきやそうになっているんですけど、物資備蓄計画のスケジュールとかはどうやって考えていくのか、それをもう少し安心させていただきたいんですけど、いつまでに、どうやってつくっていくのか。

○ 服部危機管理監

私、策定と申し上げましたが、実は、今現在も基本的なものはございます。ただ、時点修正ができていない古いバージョンでございますので、それを今年度中に見直しをしたいというふうに考えておるところでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

ベッドが100個しか備蓄できやんと言っておるのに、ここから先、何を備蓄して、どこへためていくの。それやったら、倉庫が必要になってくるやんか、もっと余分に。そうと違うの。一番大事なところがないのに、何をどこへ備蓄していくのという気がするんやけど、まだ100個しかないんやろう、備蓄するスペースが。

○ 服部危機管理監

ご指摘のとおりかと存じます。

必要によっては、備蓄するスペースについてもお願いをしてまいらなければならない場合もあるというふうに考えておるところでございます。

○ 豊田政典委員

聞いたようなことですが、保管場所も含めて、それから、必要な数量をきちんと説明できるように十分な数を割り出していきたいし、それから、それで不足する分の協定内容についても、どこまで何を供給できるのかというようなこともきちんと確定していくような計画に改定していただけたいなと思います。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

となりますと。

○ 森川 慎委員

保管場所で教えてください。

避難場所の118か所の、そういうところの保管場所というのは確保されているんですか。

○ 服部危機管理監

各避難場には、防災倉庫というのが併設でございますので。

○ 森川 慎委員

それは分かるんですけど、今後増やしていく分とかという話を今さっきしておって、段ボールベッドはそうなんでしょうけど、それぞれに118か所分で消毒剤とか、また増やしていくということになると、そういうスペースを考えていかなあかんのかなと思うんですけど、今の現状のスペースの状況を確認したいんですけど。

○ 伊藤危機管理室長

保管場所の件でございますけれども、今回購入させていただくアルコール、それから、非接触式の体温計、これらについては、防災倉庫ではなく、地区市民センターで管理をお願いしていこうかなというふうに思っています。それ以外のものにつきましては、防災倉

庫に入らないと思っていますので。

すみません、訂正します。

防災倉庫に入れてまいりますアルコールと非接触式の体温計については、各地区市民センターで管理をしていただくというふうに考えております。

以上です。

○ 森川 慎委員

地区の避難所分は、地区市民センターに保管をして、それ以外は防災倉庫に置いていく。地区市民センターもそんなに場所ってあるのかなとか、入っていくんですか。その確認はされているんですよね。どうなんですか。

○ 伊藤危機管理室長

手指消毒のアルコールと非接触式の体温計でございますが、そんなものは少ないかなと思っておりますけれども、スペース的にはそんなに場所は取らないかなと思っております、各地区市民センターには、もう既にお願いをしているところでございます。

以上です。

○ 森川 慎委員

というか、これはこれですけど、また、計画を立てて増やしていくとかしていくわけでしょう。そういう中で、そういうスペースの話が、今、段ボールベッドについてはそういう話で、各避難所は大丈夫なんですかという確認だけをしているんですけど。

○ 萩須智之委員長

答弁は。

○ 服部危機管理監

必要なものを備蓄できるように、各指定避難所備付けの防災倉庫につきましても、必要に応じて規模の拡大等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○ 萩須智之委員長

これで、コロナ対策で備蓄するものが増えたということですので、当然、今までのままではスペースが足りなくなってくるということもあると思うんですが、それは念頭に置いていただいていると思います。

森川委員が聞かれているのは、それが入るのかという、今分かっている部分でどうかという辺りだと思うんですが、現状でどうなんでしょうか。

○ 服部危機管理監

どこまでということは限界がございますけれども、少なくとも今年度購入する分については備蓄できる見込みはございますし、あと、若干、保管の仕方によって、詰め込むような保管の仕方はなかなかしにくいものですから、取り出しやすいような配慮をしながら備蓄を今していただいておりますので、さらにそういう工夫を重ねていただいて、置けるスペースを、できる限りつくり出していきたいと考えておるところでございます。

○ 森川 慎委員

監査で地区市民センターのそういう倉庫とか、幾つか見せてもらいましたけど、結構大変なことになっていますので、今、危機管理監は答えては頂いたけど、本当に見てもらっているのかなというのは定かではないので、一回その辺も配慮していただく必要があるのかなと思いましたので、よろしく願いをします。終わります。

○ 萩須智之委員長

ほか、よろしいでしょうか。

もう一回確認させていただきますが、反対討論の方はないということによろしいですね。

○ 樋口博己委員

反対まではしませんけど、ただ、いろんな議論がありました。備蓄の計画をつくるとか、今年度中ですかね、計画をつくる。計画ができれば、備える備蓄を整える計画をしっかりとやっていただくとか、また、その計画をつくる中でしっかりと必要数を精査して推進頂くということ、しっかりと分科会長報告で総意として盛り込んでいただきたいなど、そういう前提でこの予算的には賛成していけるのかなとは思っていますが。

○ 萩須智之委員長

ご意見ということで承らせていただきます。

総じて、年明けから急に新型コロナ感染症対策というのは入ってきましたので、まずは、できるところから備蓄もやられるという意図も分かりました。これが最終形でないということは何回も確認させていただいておりますので、それを踏まえられた上で、この予算についての賛否を取らせていただこうと思いますので、明確な反対討論はなかったということで進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

この内容は、分科会長報告にはきっちりと載せさせていただきます。

それでは、討論もなくなりましたので、これで分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

では、異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

本件は、反対討論はございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第19号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして全体会を来るべきとする事項の確認を行います。いかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしのお声を頂きましたので、全体会送りをなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第19号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

以上で、危機管理監所管の議案は終了しました。

理事者の方、お疲れさまでした。

所管事務調査が終わった時点でインターネット中継を終わります。

それでは、理事者の入替えがございます。

引き続き所管事務調査に移らせていただこうと思いますが、休憩はよろしいでしょうか。

いいですか、約1時間たちましたが、10分ではきついですか。

じゃ、引き続き所管事務調査をさせていただきます。

じゃ、インターネット中継を再開させていただきます。

それでは、冒頭に確認させていただきましたが、財政経営部所管、事業所税についての所管事務調査を実施いたしますので、よろしくをお願いします。

理事者より資料の説明を求めます。

○ 平田財政経営部次長兼市民税課長

資料でございますが、フォルダの03、6月定例月議会、04総務常任委員会、002財政経営部所管事務調査でございます。よろしくをお願いします。

○ 荻須智之委員長

002ですね。更新をしていただきますと、出てきますね。

W i — F i だと、時々通りが悪いときがありますので、4 G のほうが早いですね。

7 ページものの資料ですね。

では、お願いします。

○ 平田財政経営部次長兼市民税課長

よろしいでしょうか。

それでは、めくっていただいて、3 ページをよろしくお願いします。

○ 荻須智之委員長

よろしいでしょうか。

お願いします。

○ 平田財政経営部次長兼市民税課長

3 ページでございます。事業所税の概要ということで、ご意見ございました内容についてまとめてございます。

一通り説明させていただきます。

まず、事業所税についてでございます。

事業所税につきましては、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税として、昭和50年に創設したものでございます。

課税団体につきましては、大都市圏及び30万人以上の都市が基本でございまして、全国で77団体です。東京の特別区内、02は、いわゆる政令都市の20市でございます。3番が、いわゆる大都市圏の該当する都市。それ以外に30万人を超えた都市が48市ということで、全部で77団体でございます。

課税の税率でございます。2種類ございまして、資産割としまして、事業所の床面積に対しまして1000㎡以上の床面積に対しまして、平米当たり600円ということでございます。1000㎡以下については免除ということでございます。従業員者割としまして、従業員者の給与総額の100分の0.25でございます。従業員100人以下については免税ということになってございます。

次に、当市の決算の規模でございますが、平成30年度の決算総額が37.8億円ということでございます。

本市につきましては、平成17年に旧楠町と合併いたしまして、人口30万人を超える都市となりましたので、課税することになりました。合併後5年間は徴収の課税の猶予がございましたので、平成22年の2月に国から指定を受けまして、8月から課税を開始したということございまして、課税の規定につきましては、地方税法第701条の30において、指定都市等は事業所税を課するものとするという規定がございます。

続きまして、減免についてでございます。

地方税法第701条の57におきまして、指定都市の長は、天災その他特別の事情がある場合において、事業所税の減免を必要とすると認める者、その他特別の事情がある者に限り、当該指定都市の条例に定めることにより事業所税を減免することができるものと規定されてございます。

これに基づきまして、本市につきましては、条例、規則において減免の該当する施設を規定しておるところでございますが、これにつきましては、国の示した――旧自治省でございますが――旧内簡通知に基づいたものに限定して列挙しておるところでございます。

しかしながら、事業所税の減免が指定都市等の長の自由な判断に委ねられるという場合については、租税法律主義に反するため、情勢に合わせて減免を創設することが独自の税体系を構築することと捉えられる可能性がありますので、上記の事業所税を課するものとするという地方税法の規定に抵触するおそれがあると考えてございます。

また、本市独自に今回の新型コロナウイルスの影響を理由として一時的に行うことは、他の事業所税の課税としての公平性を損なうことから、減免措置は極めて困難にあると考えてございます。

条例に基づきます減免の適用でございます。

本市につきましては、事業所税を課税する当初ですが、減免をとということを検討したところでございます。その中で、学識経験者等々もいろいろご意見を伺いながら、課税開始時の激変緩和措置として導入するについては、公益性が認められるという見解を頂いたところを示されているところもありまして、本市としては、特例としまして、中小企業への減免を導入時にやらせていただいたということでございます。

ほかの自治体も、課税当初の本市がやった激変緩和措置は数市が導入しているところでございます。よく言われておりますが、しかしながら、今リーマンショックのところにお

いても、この事業所税の減免を講じた都市は全くないということが現実でございます。

今回、今の状況でございますが、ほかの市はどうかというところではございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、申告納付期限の延長や徴収猶予以外で減免等の措置を講じている団体というのは、5月にほかの都市へ確認頂いたんですが、77団体でやっている都市はないというような状況でございます。

また、春日井市のご意見、状況でございますが、春日井市も独自に減免措置は困難であると判断して、全国一律の措置を講じるよう、市長会を通じまして、国に要望をしているところでございます。

また、この際には、減収分につきましては国費で補填していただくような要望をすることでございます。こういったこともありまして、本市も市長会を通じて、まずは国へ事業所税の臨時的に軽減措置を行い、減収分を補填していただくような要望をしておるといようなところでございます。

次でございます。

一宮市の条例改正についてのご質問を頂いておりますので、今回、一宮市に確認をさせていただきました。

一宮市は、本市と同様に平成22年から課税をしておるところでございます。この中で、先ほど説明させていただいたように、課税当初の激変緩和措置しておりまして、平成26年と平成29年の条例改正で、今も下記のように、この激変緩和の措置を続けておるといような内容でございました。

最後に、納税義務者からの声でございますが、申告等、納税等の際にいろいろな事業所から、こういう状況もありますので、減免はどうかというような相談は数個あるといような状況でございます。

次、5ページには、今回、そういったこともありまして、四日市の商工会議所のほうから、事業所税の減免についての要望を頂いております。それをつけさせていただきました。

7ページについては、先ほど説明させていただいた、本市が市長会を通じまして、国へ要望しておる内容でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら挙手にてご発言願います。

○ 樋口博己委員

これは一宮市に確認頂いたということなんですけど、一宮市は、さっきの説明では、四日市と同じタイミングで事業所税を課税して、2回、条例改正をしているので、激変緩和の措置がずっと令和4年9月まで、減免制度がずっと延び延びになって、結果として今も減免されているということではないんですかね。

○ 平田財政経営部次長兼市民税課長

そういうことでございます。本市については、平成29年7月までこの措置をしておりましたが、一宮については、当初、平成22年から平成27年の間で減免をするのを、まず1回、平成30年9月まで、そして、2回目に令和4年9月まで延期したという状況で、今の措置になっております。

○ 樋口博己委員

そうすると、四日市も一宮と同じように途中で条例改正したら、今も四日市も減免が講じられている可能性があったということなんではないですか。

○ 平田財政経営部次長兼市民税課長

本市につきまして、当初は、平成22年から平成25年までという中で一度延期しまして、平成29年までということでした。これから、平成29年以降どうするかという議論の中では、先ほど来説明している中で、期間の大小はございますけれども、どこまでが許容範囲かということでもいろいろ検討した結果、本市は平成29年7月で終了ということにやらせていただいたということでした。

○ 樋口博己委員

そうすると、平成29年で終了する前に条例改正をしておれば、次も減免できたということではないですか。四日市はそれをしなかったということなんではないですか。

○ 平田財政経営部次長兼市民税課長

それは、条例の改正の中で、そういうことは可能だったとは思いますが。

○ 服部財政経営部長

本市が、まず一番最初に、全国で初めてでございますが、平成22年度に事業所税を課税するに当たりまして、当時もリーマンショックということで非常に厳しい経営状況の中で、特に中小企業者の方の経営に与える影響が大きいということで、中小企業者に対する減免措置、これができないのかということで、当時としても、私ども行政も多面的に検討させていただいたという経緯でございます。当時、やはり問題になったのは、事業所税というのは、税率が決められておる税率であるということ。それと、納税義務者も経済状況とか、担税力関係なしに、赤字、黒字関係なしに外形でかかるということで、納税義務者も明確に定められておると。そして、また、一定規模以下の事業所さんは免税となることも規定されておるといふ中で、中小企業者の経営状況を勘案して、一律に減免するということは、この事業所税の独自の税体系を変えることになるんじゃないかということで、地方税法に抵触するということで、一律減免することはできないと。これは、当時、学識経験者の方もお意見を頂きまして、検討させていただきました。そこで、当時として取れるのは、どういう方法なら取れるのかということで、地方税法の壁を越えて行うことはできないので、慎重に検討を加えさせていただきました。当時としては、税の専門家の学識経験者にも意見を聞く中で、新たに事業所税を課税することの激変緩和措置、これであれば何とか法をクリアするのではないのかということで、課税を段階的にしていくための経過的な措置を講じるということで、当時としては、市税条例を、特例条例を制定頂きまして、実施したという経緯がございます。

ということで、基本的には、段階的に激変緩和措置として実施していくという制度でございますので、これを限りなく延長していくということは、これは基本的にはできないものと考えております。ただ、私どもとしては、激変緩和措置の期間を取りあえず5年というふうに当時定めさせていただきました実施してきたわけですが、一度途中におきまして、さらに激変緩和措置でなだらかに課税していくんですが、一旦、途中で踊り場みたいなものをつくって、2年間だけは延長させていただくということで、当時も経済状況がなかなか好転してこない中で、いずれ元に戻るんだから、その戻り方をちょっと緩やかにしようやないかということで、一度延長をさせていただいたという経緯はございます。

ただ、それもあくまでも段階的ということで、激変緩和措置ですので、いずれフルで課税していかなあかんという措置でございますので、これ以上延ばしていくということは、これはそもそも法の壁の中では、公益性とか公平性、こういったところからできないであろうということで当時も判断させていただいて、当時としては、2年間だけの延長ということでさせていただいたという経緯がございます。

ですから、あくまでもこれは制度としてどこまでできるのかということで我々は考えました。当時も学識経験者にも延長するに当たってご相談させていただきましたが、これはぎりぎりであろうということで、当時としてもご意見を頂いた中で延長したというのがございますので、基本的には、本市も延長しておればできたのかということになりますと、これはやっぱり制度として、それは法に触れることになるであろうから無理やという判断で、私どもとしては、おしまいにさせていただいたということでございまして、よそのほとんどの新しく平成22年度で課税を実施したほとんどの団体が、そういう激変緩和措置というのは、やり方はいろいろありましたが、制度としてやってきていますが、基本的に他のほとんどの団体ももう一旦終了させていただいておると、そういう考え方からということでございまして、ただ、一宮市さんの場合は、一旦延長して、さらにもう一回ということで、それぞれの考え方があるかと思いますが、我々としては、法の中ででき得るものとしては、もうそれが最大限やというふうな判断で延長はできなかったというようなことでございます。

○ 樋口博己委員

理屈は理解しました。

一宮市は、結果として、今は4分の1減免ですか。最終、8分の1減免ということで、四日市は6分の5から始まって、6分の1が最後でしたかね。という減免で、ちょっと減免の角度が少し違うのかなと思って、ただ、一旦、減免なしになって、もう一回やろうとするなら激変緩和にならないので、この制度としては、四日市は使えないということですね。理屈は分かりました。

以上です。

○ 森川 慎委員

一宮市は、地方税法の規定に抵触しているということでいいんですか。

○ 服部財政経営部長

抵触しているというか、我々の見解としては、抵触するであろうということで取らせていただいたということでございます。あくまでも当然のことながら激変緩和措置ですから、これをどんどん延ばしていくということになると、恒久の制度にしてしまうという形になりますので、そうなったら、そもそも税の制度を変えてしまう形になります。それは取れやんやろうということで、我々としての当時というか、今もそうなんですけれども、そういう見解でさせていただいておるし、ほかのよその団体もほとんどがそういう見解で、一旦はもう終了しておるといのが実情でございます。

○ 森川 慎委員

3 ページのところ、減免のところ、天災その他特別な事情がある場合においては減免できると書いてあるんですけど、それでも抵触するんですか。コロナって、天災その他特別な事情だと十分に思うんですけど、もっと言えば、リーマンショックのときよりも経済的に困難が来るんじゃないかとか、来ているというふうに言われているところで、どう捉えたらいいんですかね。

○ 服部財政経営部長

地方税法のほうでは、確かに天災その他特別の事情がある場合に限り、条例の定めるところにより事業所税を減免できるという規定がございます。この場合の、まず天災その他特別の事情という部分につきましては、これは基本的に自然災害とかの災害によって、事業所さんが被災して、その事業が継続できない、そういった場合がこれに該当してくるといようなところございまして、それには該当しない。じゃ、その他特別の事情という部分をもってできるのかということだと思います。この場合、新型コロナウイルスの感染症の影響によって経営状況の悪化、これを、言わば災害的なこととして、これを特別の事情として独自に減免措置を実施するというふうなことで取れないのかということだと思いますが、それを特別の事情とした場合に、ほかの全ての課税都市においても減免が実施されない限り、これは本市の課税対象事業所が他の課税都市内の事業所さんに比べまして、今回の新型コロナウイルスの感染症の影響により経営状況が厳しいということ立証できなければ、本市の部分については、それが特別という部分に捉えられないということにな

りますので、これは税の負担の公平性を損なうということから、税を課さなければならないという事業所税の性格からして、基本、これは違法性を帯びる可能性が大きいと言わざるを得ないというふうに考えてございます。

○ 森川 慎委員

ほかの市町と比べて特別じゃないかどうかというのは、誰が判断するんですか。

○ 服部財政経営部長

それは、当時、平成22年度課税するときにおきましても、同じような形で考えました。そのときの学識経験者さんの見解からすると、特別の事情というのは、本市の中小企業者さんが非常に影響が大きいというの、それを特別の事情と見るということについては、これはどうそれを判断するのということで、よその課税の都市においても同じような事情があるでしょうという中で、これを本市が採用するということになれば、立証する責任は市にあるということも当時言われました。その中で、本市の事業所さんが本当に特別なんやということをはかと比較する中で言えないと、これは難しいということは、実は、そもそもそういうことを理由としてやるのが、これ、事業所税というのは、あくまでも経営状況とか、そういうのにかかわらず課税させていただく税でございます。

そこで、経営状況にかかわらず課税させていただく税において、経営状況が苦しいと、非常に大変やということを経営状況としてやるということになると、本当にそれが特別な事情という部分をきちっと立証できないと、これはできないやろうというようなことでございまして、当時としても、そういうようなことを我々も検討させていただきましたが、そういう意味合いにおいても、我々としては、それは取り得ることはできないということで、当時判断させていただいて、今回におきましても同様の理由ということで、減免の制度、コロナ禍で非常に経営状況が厳しいという、特に中小企業さんにおいては、課税させていただくということに対して非常に負担が大きいということで、それは我々も心苦しい部分は思っておりますが、税の制度としては、そういう部分ではできないということで、我々との結論といたしましては、独自に減免措置を講じることが、やっぱりこれは難しいということでございますので、そうであれば、地方税法そのものを改正頂きまして、全国的に一律に減免をしていただくような制度にさせていただかないとできないであろうということで、そういう判断をさせていただきまして、私どものほうは、国に対して、地方税法

を改正頂く中で事業所税の減免をしていただくというようなことをお願いするということが要望を出させていただいておるといのが実情でございます。

○ 森川 慎委員

減免できないかどうかを判断しているのは四日市市じゃないんですか。もちろん法改正云々という話に持っていきたいのは当然なんですけど、それは何年かかるか分からんし、売上げに関係なく課税される税金ということは、明日潰れる企業がぼこぼこ出てきたっておかしくないような税の体系になっているというのが実情で、それを四日市市独自で何か減免云々に相当するような補償とか、そういうことも不可能なんですか。

法改正を待っておっては、倒れていく人がいっぱいおると思うんですよ。どう考えてみえるんですかね。四日市市がやろうと思って、何か補助を、事業所税に相当するような額の補助なりがつけられるとか、そういう方法があるのであれば、そういうのも検討すべきだと思うし、たくさんの方が路頭に迷ってからどうしようとか、そのときに法改正されたとしても誰も救われないんですけど、どう考えてみえるんですかね。

○ 服部財政経営部長

まずは、今回、国のほうでも制度として設けていただきました徴収猶予、納税猶予の制度、これをまずご利用頂いて、一定、これ令和2年の2月以降の納期の分から来る税金について、納税猶予を1年間することができるといこと、まず、納税猶予の制度をご利用頂きまして、一旦納めていただくのを猶予していただくというようなことをご利用頂きたいなというふうに我々は考えておりまして、その間に国に要望してまいります。その間に、国のほうで何らかじゃなしに、基本的には税法を改正頂く中で減免措置を講じていただく、そういう制度をつくっていただくということを実施頂きたいというふうなことで、我々としては早急に要望を上げさせていただいたというところでございます。

○ 森川 慎委員

そうじゃなくて、四日市市として、事業所税に相当するような額の補助なりとか援助なりとかする考えはないんですか。これは減免する云々だけじゃないと思うんですよ、方法としては。そういう意思はないんですか。

○ 服部財政経営部長

こちらにつきましては、平野議員のほうから一般質問を頂きました。そのときに、税の減免がなかなか難しい、もし難しいようであればどうなのというようなご質問も頂きました。そのときに、市長のほうから答弁させていただきましたが、事業所税の減免のほう、まずは要望させていただいて、国のほうで実施していただくのが望ましいけれども、もし国のほうで軽減措置を取っていただくことができなければ、その際は、市としては何らかの支援措置を講じていく必要があるというふうにご答弁もさせていただいておりますので、私どものほうとしては、何らかそういうような方策というの、場合によっては講じていかなあかんというふうなことは考えてございます。

○ 森川 慎委員

国の減免措置が認められるかどうかというところは、いつ判断できるんですか。

○ 服部財政経営部長

こちらにつきましては、要望としては非常に強く要望したいということで、全国市長会を通じて、我々単独じゃなしに、全国市長会のほうから国に要望を上げるというふうなことでお願いさせていただいております、その判断が出るのが、いつ出るかということにつきましてはなかなか分からないところなんです、通常、10月、11月ぐらいに、ある程度、国のほうの判断も頂けるものというふうには我々としては考えてございます。

○ 森川 慎委員

四日市市としては、答えが出るまでは何か補助をすとか、そういう気持ちは今はないということですか。

○ 服部財政経営部長

まずは、私どものほうとしては、まず税の制度として何とかできやんのかということで国に要望させていただく。その間につきましては、徴収猶予の制度をご利用頂いて、何とか納税猶予という形で、困難なところについてはそれをご利用頂きたいというふうなことで考えてございます。

○ 村山繁生委員

僕は、初めからこの事業所税は、ずっと言っておるんやけど、今の森川委員とのやり取りを聞いておると、結局は、まず今、この資料は、コロナに関して、どこも減免はやっていないし、四日市だけじゃ絶対できやんということで、これはできやんという資料ですわな。

まずは、納税の延期で1年間猶予するということをまず利用していただいて、その間に国への要望を強く要望していただくと。それで、何も結果が出なかったら、市として、独自の減免じゃなくて、補助的なことでやるという、そういう確認をしたいんだけど、そういう認識でいいんですね。

○ 服部財政経営部長

村山委員さんおっしゃったように、まずは、私どもとしては、そういうような手順でもって進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○ 村山繁生委員

まずはそういう確認というか、きちっとやってもらうということを答弁頂いたので、それはそれでいいんですけど、例えば国からの臨時交付金、各自治体、何に使ってもええという、今度また2次の、倍になりますやんか。そういったものを使うということはできないんですか。

○ 川口財政経営部参事兼財政課長

臨時交付金の、何というんですか、充当先の例として、当然、事業所税の減免という考えはないので、例としては上がっていないということです。ですので、来たとしても、四日市が今既に予算化している事業だけで、財政調整基金40億円、倍やってきても、あと6億円やってきて、トータル9億円であれば、全然一般財源としては足りないということで、そこに充当できるかどうか、はっきり国は示していないといえますか、逆に想定されていないというのか、充当したら駄目だと言われるかどうかもちよつと確認はできないですけれども、そういう状況ですが、全体としては、ほかに既にたくさん一般財源を使っていますので、そういったところに充当していくことかなというふうには今考えています。

○ 村山繁生委員

たとえ全額じゃなくても、半分とか3分の1とか、そういったこともやれば、一遍考えたってほしいなと思います。

それと、国への要望ですけど、対象自治体が全体そろって減免をとすることは、もう絶対これは無理なんですわ、国は。だって、事業所税をまだ増やせという自治体もあるぐらいですから、これは統一しては絶対無理やで、もう一つ、国への要望として、徴収権を各地方自治体に徴収金額だとか、徴収方法だとか、そういったものを、徴収権を各地方自治体に委ねてくれというような要望は今まで出していないんですか。

○ 服部財政経営部長

おっしゃるようなことで、事業所税の開始当初からそのようなご意見も議会のほうからも頂いておる中で、我々としましても、徴収権というよりも、課税自主権という独自に各市町の判断で課税できるような、今はもう一律的に絶対税金を課さなければならないという、事業所税はそういう強い税でございますので、それは何とか課税自主権ということで、各自治体の判断の中で課税できるようなものにしてほしいということで、それは従前から要望はさせていただいております。それは、私どもだけじゃなしに、事業所税だけやなしに、ほかの税も含めまして、そのような要望というのは出させていただいておるという状況でございます。

○ 村山繁生委員

だから、事業所税撤廃はもう絶対無理やと思うもので、それやったら、今は課税自主権ですか、もうそれしかないと思うんですよね。だから、そっちのほうの進捗状況はどうなったんですか。要望をずっとしてもうておるのやったら。

○ 服部財政経営部長

私どもも、要望を上げさせていただく中で注視はさせていただいております。そこで、全国市長会のほうからも、毎年のようにそういった内容のものは国へ上げさせては頂いております。でも、結果としては、課税自主権に至る、そういった成果というのは出てきていないというのが実情でございます。

○ 村山繁生委員

出ていないというのは分かっておるんやけど、見込みはどうなの。

○ 服部財政経営部長

村山委員おっしゃっていただいたように、事業所税一つ取っても、既に課税しておる団体においては、安定的な大きな税収として、その自治体の財源になっておるといことがございますので、なかなか国のほうといたしましても、そういった団体が、村山委員もおっしゃっていただいたように、継続とか拡充してほしいというような要望も一方では出ております。そういった中で、市町村に委ねるといのはなかなか難しい。その中で、ある程度出てきておるのは、減免の率について、各自治体の裁量でというところについては今回も地方税法の改正の中で上がっておりますが、そういった部分では一部は出てきておりますが、税そのものについての裁量で課税できるような大きな制度改正という部分については非常に厳しい。我々も、今回、事業所税の減免についても。全国で77団体ございます。我々もそれについて調査させていただき、お声がけもさせていただいておりますが、なかなか一緒にといのは難しいところはございます。今回も、春日井市さんについては、四日市と同じような形で、全国市長会を通じて国へ要望を上げるということで、既に要望書も上げては頂いております。今のところ四日市市と春日井市がこれを上げておるという中で、よその団体さんもほかの団体さんもお声がけさせていただいたんですが、なかなかちょっと厳しい状況ではあるといのは実態でございます。

○ 荻須智之委員長

村山委員、よろしいですか。

○ 村山繁生委員

とにかく増やしたいところは増やせばいいし、それは自由に勝手に。だからこその課税自主権があって、そっちのほうを強くもっと働きかけていっていただきたいなど。

それから、1年を見て、市としての補助的な面で何とか考えるということをお約束してもらって、終わります。

○ 萩須智之委員長

徴収猶予の1年というのは、どういう根拠なんですか。来年まで待ったら払えるようになるほど経済状態が改善するとは思えないんですけれども、例えば令和5年度から何とかなという感じはするんですけど、1年ですか、やっぱり。どうでしょうか。

○ 平田財政経営部次長兼市民税課長

今回、国が制度として上がってきたのは、平成2年の2月の分から1年間で、1年間猶予するということをごさいますて、今のところは、それが変更というふうには聞いてございません。

○ 萩須智之委員長

かなりきついとは思いますが、1年だけだとね。翌年にその倍もうかったらというのは、あり得へんことですので。

すみません、ちょっと確認させていただきました。

森川委員、ご意見ですか。

○ 森川 慎委員

先ほどの村山委員の質疑を聞いておると、要望ってもう絶望的かなと思っておって、一般質問ではもっともらしく答えてもらいましたけど、無理ですよ、実質。これで何か変わっていくとかなっていくと、何かせなあかんのと違うかなと思うんですけど、事業所税を課されている、例えば中小企業さんの経営の状況とか、その辺って実際に把握されていますか。ちょっと財政と違うやろう。関係なしやで、関係なしやからこそ、その辺が分かっていないと、補助の仕方も例えば課税して、もうかっておるところはまた税として戻してもらおうとか、いろんな仕組み自体は考えられるはずで、秋の要望が何ともならんようであれば独自のとやっておると、どんどんどんどん遅くなって行って、遅れて行ってと、助かるところも助からんという可能性も出てくるんじゃないかなと思うんですけど、そんなことを思いました、今の質疑の中で。

○ 萩須智之委員長

ご意見ということで。

○ 笹岡秀太郎委員

ちょっとまず、資料の説明をしてほしいんやけど、要望書が商工会議所から5月15日付で出ておるのやわな。この要望に対して、先ほどのような説明を商工会議所にされましたか。あきませんぜという話は。

○ 服部財政経営部長

あきませんというようなことの返答は当然してございませんし、ご要望頂いたときに、市長をはじめ副市長、私、同席させていただいて、お話もさせていただきました。そのときは、やっぱり同じような形で、市独自に減免するというのは非常に難しいので、国のほうにまずは要望を上げさせていただくことを優先して考えていきたいというようなご返事はさせていただいております。

○ 笹岡秀太郎委員

そういう答えやと、森川さんの答えと一緒になるんやけど、絶望的な雰囲気ではいかならんやけど、これ、取りあえずそういう形でも決定頂いて、131回の東海市長会の案に上げていただいておりますの、これ、日付がないんやけど、これはいつ出されたの。それとも出す予定ですか、最終ページ。

○ 服部財政経営部長

すみません、日付がなくて申し訳ございません。

こちらにつきましては、まず、東海市長会に出す前提として、三重県市長会のほうにまず、一旦、今出させていただいております、そこからほかのものも集約させていただいて、東海市長会のほうに出るというようなことで確認を取っております、日付につきましては、正確に確認を取ってございませんので、申し訳ございません、分かりません。

○ 笹岡秀太郎委員

商工会議所の要望書を受けて出しましたよというのが一番筋が通る話じゃないかなとは思うんやけれども、そうすると、まず三重県の市長会に出すところは、対象としては1市だけやわな。うちだけなんやで、よそはもうどうでもええ話やわな。そうすると、今度、東

海市長会へ行くと、東海市長会では何市あるの、対象。今言った春日井市さんと、ほかにもあるけれども、何市ぐらいあるの。

いずれにしても、何市ぐらいあっても、話にならんことは前提の上で進めていかなしよ
うがないということやわな、これ、聞いておると。説得力があらへんわな、こんなもの。
増やしたいというところもあれば、この辺どうなの、出して何になるの、これ。これを出
す大義は何ですか。

○ 服部財政経営部長

まず、要望を出すタイミングとしては、商工会議所のほうからご要望を頂いて、それで、
その後、即取りまとめさせていただいて、出させていただいたというのが実情でございます。

そして、出す意味ということでございますが、まずは、しっかりと要望として上げてい
かないと、結果として、非常にどうなのかというようなことのご意見を頂いております
が、まずは出して強力に言っていないと、実際に物になるものもならないということに
なりますので、我々としては、しっかりと出していきたい。

といいますのは、今回、国のほうで、新型コロナウイルスの関連で、固定資産税のほう
なんですけど、これ、令和3年度の課税でございますが、償却資産と事業用家屋につきまして、
減免措置を国のほうは講じるというようなことで、さきの経済対策、国の1次の経済
対策の中でも、そのような形で決定頂きまして、実際にその制度が、地方税法が改正する
中でできたということもございます。そういうこともございますので、事業所税において
も同様な形で、何とか目を開いていただきたいということで、そういう強い思いの中で
我々としては上げさせていただいておるということでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、感謝せなあかんのやけど、実を結ばんような内容なんやわな、これ。なか
なか国はうんと言わんもん。そうすると、四日市市が独自に考えていかなあかんのは、
人口の減少を見なあかんわけやな。人口減少、30万人で事業所税になるんやから、30万人
を切ったときは、事業所税の対象都市じゃなくなるわな。返上するんですか、これ。

というのは、2015年をピークに徐々に人口が落ちて、2030年代には30万人を恐らく切っ
ていく年が来るじゃないですか。それでも権利は主張するんですか、それとも放棄します

かということなんやわ。

○ 服部財政経営部長

事業所税の法の体系の中では、住民基本台帳の人口が30万人をクリアしていないと駄目、そして、国勢調査人口が30万人を超えていないと駄目ということで、その超えておる団体に対して、国から指定を受けて、課税しなければならないというような税でございますので、逆に言うと、人口は30万人を切ってくるということ、住民基本台帳人口が30万人を切っても、国勢調査が5年に1回ですので、国勢調査人口の5年目のときに30万人を切らんと、その間は事業所税の課税は団体として課税していかなければならないというふうになりますが、それが国調人口も30万人を切った場合におきましては、これは、四日市が逆に言うと課税したいと言っても課税できない。逆に言うと、これは課税してはならない税金になりますので、その場合においては、四日市市のほうは課税はしない団体になるということでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

もうしないというふうに受け取りましたので、そうすると、国勢調査を待たずに、人口が実際に切ったときに国へ要望に行ってもちっともおかしくないと思うんやわ。これだけみんな困っているんやから。それは決まりやから、国勢調査を持たなあかんというのはそれはよう分かるけど、実質30万人を切ったときに、やっぱり大きな声を上げていっていただきたいなという、そういう要望だけしておきます。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ほかはいかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

まず、やり取りを聞いていて、四日市市としても何らかの軽減なり減免なり、法解釈の変更とか、法律改正、これは必要性は共有しているんだと私は信じた上で、会派からも意見を聞いてきましたので、段階的に確認していきたいんですけど、まず、資料の3ページ、4ページにあるところで、地方税法の法解釈の話ですね。15年前に学識のある方が、解釈

として法的に難しいと言われたというのを根拠にされていますけど、そんなことを言えば、素人は、私が読んでも、第701条の30と57は矛盾しているような解釈ですよ。57の意味が全くないんですよ、57の。

だから、それは四日市がそのときに依頼した学識経験者の解釈であって、例えば4ページの上のほうの他の課税都市との公平性云々なんてことは法律に何も書いていないんですよ。公平性が必要だとか、保つべきだと。そんなもの捨て去ってしまって、四日市でやればいいんじゃないかと僕は思いますけど、その点はどうでしょう。

○ 服部財政経営部長

平成22年にちょうど私、当時、事業所税の推進室長ということで、最前線でさせていただきました。非常に当時も厳しい、リーマンショック後の、非常に厳しい状況の中で、何とかできやんのか。これはもう、市としても何とか減免はなかなか珍しいんですが、市のほうから減免というのを積極的にというのも、当時としては考えました。そのときに、おっしゃられるように、法の解釈がございます。それを市独自で、行政独自で判断すると非常に危険ということで、当時、複数の学識経験者——弁護士さんも含めてでございます——を入れて、当時としても検討させていただきました。そのときの見解として、地方税法の対策の中ではそれは難しいということで、逆に言うと、当時行った激変緩和措置、これであっても、ある方は、これはちょっと場合によってはやばいよというような——やばいってすみません、そんな言い方をするとあかんのですけれども——そういうご見解も頂きました。

というのは、事業所税は税率が決まっておって、課税される方も、はっきりこういう方が対象ですよと、繰り返しになって申し訳ないです。赤字、黒字関係なしに、こういうことは課税されなければなりませんよ。しかも、免税点ですね。もう決まっています。四日市の事情と都市部の事情と違いますが、一定以下の方は課税されないという免税点も決まっておる、そういう税の中で、一定の理由をもって減免していくというのは、やっぱりそれは法の事業所税の趣旨からするとあかんやろうというようなことでご見解頂きまして、当時言われたのが、たとえそれを、条例を定めて実施するというところで、条例を定めて実施したところで、その条例が違法性を帯びておればアウトですよということは当時も言われまして、そして、逆に言うと、課さなければならないものを、ある一定のところを減免するということになると、これは市の不作為も問われる可能性もございますというところ

まで、当時、言われました。

そういう中で、何とかクリアできるものはないのかということで、いろんなところで考えた。これ、全国的なことではございましたので、各自治体も同じ事情を抱えていました。その中で、四日市は何とか絞り出したというか、考えたのが当時の激変緩和措置で、それがあったことによって、よその団体も、ここまでやったら、これやったら行けるやないかということで、よその団体も激変緩和措置ということでいろいろとなってきた、全国的にわっと出てきたというのが当時の状況でございます。

当時、ただ、既に課税しておる都市については、新しく課税するところは、そういう形で出てきましたが、既に課税してしまっておる自治体にとっては、やっぱり我々と同じ見解でございますので、当時、減免というようなところは一切こういう自治体は出てこなかったということでございまして、豊田委員さんがおっしゃられるような形で、独自にという解釈もあるかと思いますが、やっぱり地方税法というのは、地方税というのは、租税法主義ということできっちり決められてございますので、独自の解釈でもってこれを実施するというのは、たとえ条例で定めていただいたところで問題がある内容であればそれは実施できないというふうに私どもとしては考えているところでございます。

当時、学識経験者だけやなしにあきませんので、総務省のほうからも副市長が来ていただいていたので、総務省とも密に協議をさせていただきました。総務省としても、やっぱり見解としては難しいけれども、激変緩和措置やったら、ここまでやったらいいんじゃないのというようなことも頂いた中で実施したということでございます。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

四日市市の現時点の考え方はよく分かりました。僕は反対ですけど、意見は。

次の段階で、先ほどから言われているように、市長会の話ですけど、ほかの方が言われるように、要望議案を出したところで、まず、市長会なるものがどんな運営状況か分かりませんが、可決されるのかな。多分されるでしょう。議長会と同じなら、出されたものは全会一致で可決されるんですよ。三重県、東海、全国行って可決された。要望書になって総務省に出されるけれども、それがどれだけの効力というか、結果をもたらすかというのは甚だ疑問ですよ。何年も続けてやっている。これでは結果には結びつかないというのはほかの方と同じ見解で、だから、要望議案を出したぜというだけでは全く意味がない、

効果は望めないのであれば、別の動きをすべきだと思うんです。同じ思いの市長を束ねて何らかの動きをすとか、あるいは総務省に向けて、国会議員の協力を得ながら動くとか、そういうことをやらないと、これを出したで何かやりましたぜということは、さっきちょっとやじっぽく言いましたが、言い訳にしかすぎない、商工会議所や事業者に対して。それだけでは意味がないので、能がないので、何かほかにやることは考えていないんですか。

○ 服部財政経営部長

そういうこともございますので、我々としては、他の自治体にもご説明させていただいた中で、共同で連携して一緒に、まず、全国市長会とは別の動きとして要望をできないのかということでの動きというのは今させていただいております。

それと、おっしゃられるように、場合によっては、地元選出の国会議員さん等にもお世話になって、要望のほうを上げさせていただくようなところも実施していきたいなというふうには考えてございますが、まずは、一緒になってできるところの団体について、今、お声をかけさせていただいておるといようなところでございます。

○ 豊田政典委員

それは大いにやっていただきたいなということと、それから、もう一つは、先ほどほかの委員も言われていましたが、四日市独自で——名称は分かりませんが——交付金なのか補助金なのかよく分からないですけど、事業所に返すというのは、もう考えてもええんじゃないかなと思うんですよ。要望活動も結果が出るまではしばらくは時間がかかるだろうし、猶予期間が来年の3月か4月まであるんです。その間にだとしても、そろそろ考え始めてやるべきではないか。本当に四日市市が事業者の思いを酌むのであれば、10年間、そんな悪くないときは何十億円ともらって四日市市も使ってきたわけですよ。四日市市、事業者が困ったときに金を返すのは当たり前で、市民が困っているんだから、金は返さなアカんですよ。また、財政調整基金の話になっちゃいますけど、財政調整基金ばかりじゃないんですけど、事業者からもらって、四日市市はまちづくりをやってきた。今度は、事業者が困っているんだから、四日市市が助けるというか、お金を貸す。これを本気で考えていただきたいなと、別の方策として。そのことを改めて私からもお願いしておいて、終わります。

○ 服部財政経営部長

私どもも、こういうような未曾有の状況をコロナ禍で非常に厳しい大変な状況の中で事業所税を課税させていただく。これはもう地方税法の決まりの中でも動いてはおりますが、やっぱりそれは実態としては感じておるところでございますし、大変な状況やというふうなことは思っておりますので、そういうことから、減免について、国にも要望しておくというのは、四日市としてそういうことを救わな駄目やというふうな考えておりますので、それは一緒のことでございます。

ですから、そのときになって、実際に国のほうの減免がどうだという結果を受けてからじゃなしに、何らかの措置、施策については、あらかじめ研究なり検討は、それは実際実を結ばなくて、減免、国が措置していただければいいんですけども、そういうことをもしない場合は、何らかの措置を講じていかなあかんので、おっしゃられるような形で、まずは研究というか考えを今からさせていただきたい。それは担当部局のほうとも相談させていただきまして、ちょっと検討を始めていきたいというふうに考えております。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか。

他に。

○ 笹岡秀太郎委員

分からなったら、また後でもええんやけど、平成17年に課税を始めて減免措置もしたけれども、今年度までに事業者数というのは変わってきている。倒産しているところもようけあるやろうと思うんやけれども、当初と今と、どれぐらい数は変わっているのやろう。

○ 福井市民税課諸税係主事

課税開始当初から大きくは変動しておりません。昨年度の課税対象の事業所が、大企業、中小企業、合わせて約800社となっております、うち約500社が中小企業となっております。

○ 笹岡秀太郎委員

課税当時と今と増えているのか、減っているのか。

○ 福井市民税課諸税係主事

件数だけで見てみますと、やや微増というところとなっております。

○ 笹岡秀太郎委員

増えているの、すごいな。

導入当時、もう会社を四日市市外に移そうかというところもたくさんあったんやけど、あまり実数として出えへんだんだね、そうしたら。分かりました。

それと、もう一つ、今回、課税を少し先延ばしにさせていただく、何という事業になるの。延期というの。徴収猶予の間に倒産したら、それでも徴収に来るの。

○ 岡島収納推進課特別滞納整理係長

倒産とか解散とかという場合ですと、通常は、裁判所さんのほうの手続にはなりますので、交付要求というふうな手続を取る形になります。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

それは、行政が何としても取りにきますよというのをやるということ。それとも、ごめんしてくださいという申入れをするの。

○ 岡島収納推進課特別滞納整理係長

交付要件になりますので、解散なり破産された事業所様の残った財産を、破産管財人さんが売却なり処分をされて、その中の配当が税のほうにも回ってくれば、配当を受けて、そこを滞納のほうに充てさせていただくような形になります。残った分については、どうしても回収の見込みがない場合とかですと、不納欠損とかというふうな流れになってきます。

以上です。

○ 笹岡秀太郎委員

流れは分かったけど、いずれにしても配当がなければ諦めということで、あれば取りに

行くよと、こういうことなんやね。

○ 萩須智之委員長

順番は、給料、その次、税金でしたですかね。ですから、財産があれば取れるけれども、それでもない場合は取れないということですね。

ほかにいかがでしょうか。

税金は過酷です。

○ 森川 慎委員

確認だけ、補助とか、変わるような減免に当たるようなことは、税制云々とかと、そういう制約は受けずできるんですかね。四日市市として、例えばやるやらんは別にして、何ができるんかだけ確認をしておきたいですが。やる気があればできること。

○ 服部財政経営部長

政策として何ができるかということなんですが、ストレートに事業所税の負担分を補助とかいう形で、ストレートに補助制度をつくって出すということになりますと、それは補助の制度として公益性というのは求められて、それと、補助の対象事業、何が補助の対象事業なんやということが求められますので、ちょっとストレートに、そういうような形で出すというのは、今の私が思う範囲の中では難しいと思います。

ですから、何らかのそういうようなところでもって、事業者さんにとって負担の軽減につながるような形で、何らかのそういう措置が講じられるのかということについて、豊田委員さんもおっしゃっていただきましたので、やっぱり今からある程度考えていかなあかんのかなというふうには考えております。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。はい。

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

それでは、他に質疑もないようですので、本件についてはこの程度といたします。

理事者の方のご退席ください。ありがとうございました。

委員の皆様は、連絡事項等がございますので、休憩を取らずにやってしまったほうが。

では、インターネット中継を終了します。お疲れさまでした。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

それでは、休会中の所管事務調査についてということで、日程案としましては、本年7月28日火曜日午後1時30分で、調査項目のご提案がありましたらということで、日程としては、年間スケジュールで確認されているものでございます。

調査項目について、前年度実施した所管事務調査、人口問題、シティプロモーションについても踏まえて、2年間のテーマということもございます。調査項目を提案していただくと思いますが、いかがでしょうか。

これ以外でもいいと思いますけれども。

○ 豊田政典委員

前年度、人口問題、シティプロモーションをやって、まだ、全て完了したわけじゃないので、一度おさらいをして、さらなる議論ができるのか。あるとすればどんな内容がいいのかという仕切り直しを、区切りをつけてほしいなと思うんですけど。

○ 萩須智之委員長

区切りをつける。

○ 豊田政典委員

区切りというか、整理した上でどう展開するのか、閉めるのか。

○ 萩須智之委員長

というご意見を頂きました。

これは、シティプロモーション、人口増についてという2年間のテーマに沿った形ということですが、これは、じゃ、正副に預からせていただくとして、ほかに何か、特別にコロナもありましたので、テーマをご提案される方は見えませんか。

○ 森川 慎委員

さっきの豊田委員が言われたのは、どう扱うという話なんですか。集計、まとめじゃなくて。

○ 萩須智之委員長

事実上、まとめになると思いますが、一旦まとめさせていただいて、そのまま継続していくのか、どうするかということでお諮りしたいと思いますが。

○ 森川 慎委員

それが決まるわけじゃない。

○ 萩須智之委員長

まだ決定はしていません。

豊田委員の案としてそれを頂いたということですから。

こういう突発的な生物災害も起きていますので、それに対応していくことも必要かと思っていますので、ほかもありましたら。

当然まとめはどちらにしてもやるわけがございますし、この後にお諮りする行政視察につきましても、このテーマに沿ったもので行くかどうか。それも踏まえてご発言頂けるとありがたいですが。

○ 森川 慎委員

人口問題というのは、一回閉じたんですけどか。まだ閉じていないんですか。

○ 萩須智之委員長

まだ閉じてはいません。

○ 豊田政典委員

あくまで気持ちは固まっていないんですけど、今、荻須委員長、豊田副委員長の思い入れも強いと思って、コロナ対策について、危機管理監のところは事務局でもあるんですけど、という一方で、今日の審査もそうなんですけど、どうも何か頼りないというか、不安が多いんですけど、それを何らかの形で調査で扱ったほうがいいような気もするし、どうなのかなとか思って。

○ 荻須智之委員長

一応、経過報告としまして、4月、議会が閉じている間に副委員長と市立四日市病院とか保健所とか危機管理室とかを回って、状況を把握するのにいろいろ質問したり、意見を出させてもらったりしたんですけども、危機管理監の位置づけが——小川議員がよく言われるんですけど——副市長の上ぐらいでないと、全庁的な問題でというので発言ができないそうなんです。皆、保健所や保健所やと言って、保健所で聞くと、施設を借り上げたりする権利はうちにありますしとかというて戻って行って、結局たらい回しにされました、実際。そこで思ったのは、コンダクターというかディレクターというか、指揮を取るのが市長以外に1人要る。だけど、今の危機管理監はそこまでの権限がないなというのが、率直な感想なんです。ですから、ばんと数字を出して、予算をすつと取るというだけの強みが今日もなかったですよ。ですので、その辺については、所管事務調査としてもんで、組織の改革とかというのを呼びかけてもいいかなと思いますが、いまいち危機管理室、危機管理監がこういう生物災害に対応できる形になっていないというのはよく分かりました。

大半が津波、台風とかというふうな対象でしたので、保健所と保健福祉部と組んでやるというのに何もタイプがないんですわ。ですので、そういう点が新しい展開に今年なったかなという気はしますけどね。

ですから、空調が空調が言っていたら、危機管理監から、いや、避難する場所は体育館ですから空調は関係ないですと、全然とんちんかんな。真冬や真夏に避難するのに、体育館で人はおれるのかという、そういうところが全く現実的でないなというものはっきりしていますので。

○ 豊田政典委員

テーマ、委員長言われるように、組織の在り方みたいな部分で、運営の在り方、危機管理の。というのを総務部に聞くとか、組織づくりについて研究するというのはいりかもしれませんか。

○ 萩須智之委員長

それであれば一番話が早いでしょうね。現状では対応できないなというのがはっきり分かってきた感じで。決裁権がまずどこら辺まであるのかなというのがはっきりしませんもんで。

今回、危機管理室の在り方とか、そういう感じにしましょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

危機管理監に絞らんでも、組織の在り方で。

○ 萩須智之委員長

組織の在り方ですね。

○ 笹岡秀太郎委員

にしておいたほうが、言い訳を考えたときに。

○ 萩須智之委員長

新型コロナに際して、市の組織の在り方についてとか、そういう表題にしてみましようか。

○ 樋口博己委員

森川さんも言っていたけど、担当副市長に出てもらったら。

○ 萩須智之委員長

どっちなん。保健所やで。市川さんも会いました、実は。

○ 笹岡秀太郎委員

それも調べておいてもらうてさ。

○ 森川 慎委員

コロナに限定するわけではないですよ。

○ 萩須智之委員長

今回、特にコロナで浮き彫りになったのが、危機管理監の権限がないんじゃないかなどということやったんですけど。

実際、風水害もそれほどひどいのを今経験していませんので、そっちでも一緒やろうという話になってくると思うんですよ。

それと、専門性なんですけど、事務職でずっとお務めの方に、こういう科学的な知見も必要な判断をせえというのは、ちょっと無理があるのかなど。保健所の所長は医者ですけど、そこら辺で、そういう技術職を育てるのも必要なんじゃないかとふと感じましたけど。

○ 笹岡秀太郎委員

だから、そういう意味で言うと、組織の在り方のほうがええんと違うの。

○ 萩須智之委員長

じゃ、そういう感じでテーマにさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

じゃ、ご了解頂いたということで。

ありがとうございます。

それでは、日時は7月28日火曜日午後1時半からということでご確認ください。

続きまして、8月定例会議会、議会報告会、シティ・ミーティングにつきまして、予定どおりで、10月12日月曜日、午後6時半から、2月からのスライドで海蔵地区市民センターで予定させていただきます。

これ、よろしいでしょうか。一応日程どおりです。

それから、6月定例月議会の議会報告会の開催日、会場につきまして、令和2年7月8日水曜日、午後6時半から午後8時、会場は、総合会館7階第1研修室で、6月定例月議会の議会報告会は、まだコロナの規制がありますので、委員長1人が参加します。ほかの皆様のお出席につきましては、任意でございますので、お任せします。

ということで、報告させていただきます。

続きまして、行政視察の視察先、テーマについて、ご意見があれば伺いますが、いかがでしょうか。

夏は、今のところ不可能です。入れ先がないですし。10月か、年明けかということになりますが、日程もまだ押さええやん。

○ 豊田政典委員

G o T o キャンペーンが始まってからやな。

○ 萩須智之委員長

昨年度はテーマありきで日程を決めずに、テーマが決まってからということで視察先を求めましたので年明けになりましたけれども、できれば後のまとめもありますので、10月ぐらいに行けるようになっておってくれるとええがなどは個人的に思っておりまして、事務局もそれを願っておりますが、まだ分かりません。ですので、まだ決まらんかな。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

ただ、去年、当たらせていただいた中では、西か東かというので、東は流山市とか、人口増加の実績に結びつけている市があるんです。そっち方面には、二、三候補地がありましたもので、予定も組めるような形にはしてあったんですけども、今回、コロナがその辺りで非常に猛威を振るっているということと、よくよく内容を見ますと、何で流山市が増えたんかというのと、つくばエクスプレスで渋谷まで20分という鉄道ができたというのが大きかったということで、ちょっと四日市市にすぐそれを応用したりとか、参考にとということも違うなど。けれども、シティプロモーションで、まずは住んでいただき、子供を育てて育てるといふふうには戦略が優れているということでは勉強になるかなという感じな

んですけど、このテーマは豊田委員は飽きてみえているようなんですけど。

○ 樋口博己委員

逆に、シティプロモーションはやらなあかんのでしょうか、逆に人口減少にも耐え得る行政運営とか、そういった視点も入れたらええんと違いますか。

○ 森川 慎委員

賛成で、人口を減っていくことを前提にまちづくりを進めているような、そういう自治体ってないかなと。ないんですかね。そもそも減っていくんだと。減っていく中でどうしていこうかと。富山市とかもそんな……。

○ 萩須智之委員長

そんな雰囲気はあります、富山は。

○ 森川 慎委員

結構、富山は皆さん行ってみえるで、あまりよくないかもしれないので、何かそんな。

富山も、あれはあれで、人口が減っていく中で、それぞれ公共交通なんかをつくりましようというのを理由として、皆さん、それは見たことはあると違うかなと。

○ 萩須智之委員長

コンパクトシティと呼んでいますよね。

○ 森川 慎委員

コンパクトシティもそうやし、何かそんな自治体があったら。

○ 萩須智之委員長

調べさせていただきます。

まだ、リニアと言っている人もいますけど。

では、そういう感じで。

○ 森川 慎委員

今、豊田委員が言われたように、今後どうしようかという話は、多分、次でまだやるんですよね。その辺も踏まえて、また。

○ 萩須智之委員長

今おっしゃっていただいたことは調べさせていただいて、実際にいい候補地があれば行ってみるということですね。人口増も三重県の田舎から人を奪ってきてというのは、私はあまり好きじゃなくて、四日市市で生まれる人口が増えてくれれば一番いいなと思っていますけど。

○ 森川 慎委員

そうですね、本当に。

○ 萩須智之委員長

全国で毎年16万人、人工妊娠中絶で出生する予定の子供か死んでいますので、これも大きい数なんですけど。

○ 森川 慎委員

必ずしも人が増えればええかというのと、そうでもないんじゃないかなと、個人的には思っています。

○ 萩須智之委員長

過疎地から奪うのだけはどうもなと思ってしまうんですけどね。

○ 森川 慎委員

やっぱり四日市で生まれる子供をたくさんにしてもらえれば。

○ 萩須智之委員長

昨年度の視察、西条市なんか、本当にうまくやっていますよね。

○ 笹岡秀太郎委員

正副でどうぞ調整してください。

○ 萩須智之委員長

分かりました。

今日の時点ではそこまでの話ということでさせていただきます。

○ 笹岡秀太郎委員

管内視察は中止なの。

○ 萩須智之委員長

この夏までは無理やということでしょう。

○ 小林議会事務局主事

中止になったとか、そういう確認をしたわけではないので、この間の5月の開会議会
のときに、時期を見てまた判断をしていくということで、もしご提案があれば……。

○ 萩須智之委員長

直近でできるの。

○ 小林議会事務局主事

まだごめんなさい。ちょっと日程自体は確保していませんが、ご希望に沿って、何
かしらの調整は。

○ 樋口博己委員

管内視察での、かぶるかどうかはよく分かりませんが、さっき3密の避難訓練、いつ
やるか分かりませんが、避難訓練をやるのであれば、そこに管内視察を。

○ 萩須智之委員長

いいですね。

一遍、体育館で1泊してみるとつらさがよく分かりますけど、真夏に。

○ 森川 慎委員

そういうのもありかもしれませんね。

○ 笹岡秀太郎委員

それやったら、新体育館で、空調があるで。

○ 萩須智之委員長

じゃ、7月の頭と言っていましたから、もう近いですよ。

確認してもらおうか。

○ 森川 慎委員

管内視察は、委員会で勝手に決めていいんですか、よう分からんけど。

○ 笹岡秀太郎委員

正副で調整してもらわんと、全体で報告書も出しておらへんでな。

○ 萩須智之委員長

預からせていただきます。

それは強みですね。

じゃ、避難所運営訓練を管内視察でできれば、そちらでさせていただくということで、ご了承頂きますようお願いします。

曜日にもよるので、はよ調べなあかんね。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

それでは、本日の議事は全部終了いたしましたので、これにて解散させていただきます。

ありがとうございました。

17:01 閉議